

第1章 基本的な考え方

1. 1 議論の背景・国際的動向

(1) グローバリゼーションの進展と国際ルール形成

1990年代以降の世界経済は、旧社会主義諸国の市場経済化とIT化の急速な進展により、モノ、サービス、資本に加えて技術や情報が国境を越えて大規模に移動する状況を迎えている。こうした経済のグローバリゼーションは、一国の社会経済システムがその影響を免れることができない程に、かつ、不可逆的に拡大しており、その傾向は今後とも一層進行することが予想される。

こうした経済のグローバリゼーションの流れの中で、企業の活動や国家の貿易・投資政策に一定のルールを課し、かつそれを地域もしくは世界レベルで共通化する動きや、経済システム自体を統合する動きが見られる。例えば、OECDでは1970年代より進出先国における多国籍企業の行動のあり方を非拘束に規定する「多国籍企業ガイドライン」を定め、継続的にこれを改定している。また、WTOにおいては既に農産品を含むモノ及びサービスの貿易に関する国家の制限的措置や関連する投資措置についてルール化が行われているが、新たに開始されたドーハ・ラウンドでは、投資全般に係るルールや環境、競争政策、政府調達といった新たな分野が議論の俎上に乗せられることになった。APECにおいては、貿易円滑化に向けた手続きの簡素化や投資環境の整備に向けたガイドラインが設けられるなど、政府と企業の双方の活動に関わるルール作りに向けた作業が始まっている。さらに、二国間および地域レベルで自由貿易協定や投資協定、より包括的な経済連携協定が数多く締結され、多国間でのルール作りに先駆けて、貿易、投資、競争、人の移動、電子商取引、環境、労働等多様な領域における制度の調整が行われている。我が国としても、日・シンガポール新時代経済連携協定締結に加え、小泉首相訪アセアン（平成14年1月）で、日・アセアン包括的経済連携協定を提唱するなどアセアン+3をベースとした東アジアの連携が進められつつある。

(2) 途上国へのインプリケーション

こうした不可逆的なグローバリゼーションの流れの中で、アジア諸国は如何に対応すべきか。この点を考える上で象徴的な事例として、1997年のアジア通貨・経済危機がある。アジア通貨・経済危機の直接的な原因としては、いわゆるグローバル・マネーの投機的なビヘイヴィア等が指摘されているが、危機が長期化・深刻化した原因の一つとしては、アジア諸国における金融・企業システムの脆弱性、とりわけ、不透明・非効率な政策・制度など、制度インフラの未整備が指摘されている。このことは、急速なグローバリゼーションに対応して競争力を高めるのに、基礎的な政策・制度の整備も重要な要素の一つであることを示唆している。

アジア諸国もまた、上記のような様々なレベルにおけるルール形成の動きの只中にある。他方、途上国にとっては多国間ルールが当該国の産業政策に大きな影響を与えるとの危惧から、一部には多国間のルール形成に抵抗感が存在する。しかし、こうしたルール形成により、グローバリゼーションの恩恵を途上国が得られるようになること、また国内制度・政策の整備により、途上国の産業競争力の強化に役立てることが必要である。

また、貿易立国の我が国においても、世界及び地域内の産業活動に係わる制度を整備し、他国と調和・協調しつつ経済活動を活発化させることが重要であり、適切な制度整備に向けた国際協力を行うことの意義は高い。平成14年6月、経済財政諮問会議において取りまとめられた経済活性化戦略においても、グローバル化の中で、WTO新ラウンドの推進、FTAなどの経済連携の推進・強化、各種障壁の撤廃、制度の共通化・統一化を進めることによる「東アジア自由ビジネス圏」の創設に向けた環境整備を行うという提言が行われている。

1. 2 産業競争力強化のための制度整備

(1) 産業競争力の決定要因

産業競争力強化のための制度について議論をする前に、産業競争力とは何かということについて言及する必要がある。通常、経済の「競争力」を分析する場合、以下の3つのレベルで行われる。

①国の競争力

競争力を国家単位で測定するもので、GDP成長率や一人当たりGDP、輸出パフォーマンスなどのマクロデータが用いられる¹。

②産業競争力

ある国のある産業が国際的に見て競争力があるかどうかを判断するもので、当該産業の世界市場シェアや投資収益率などを用いて測定する。

③企業の競争力

企業の市場における優位性を測定するもので、製品の市場占有率や、コスト比較や生産性比較などが用いられる。

このように、産業競争力はレベルとしては国の競争力と企業の競争力の中間に位置するものだが、客観データとしては業界に属する個々の企業の数値を総合したものを業界全体の数値として用いるのが通常であり、概念的には企業の競争力の総和として考えられるこ

¹ 他方、客観的なデータだけでは国家の真の競争力を測るには不十分であるとの考え方もある。スイスのIMD（国際経営開発研究所）が毎年発表している“World Competitiveness Yearbook”では、139項目の客観データの他に110項目のアンケート・データを使って国の総合的な競争力ランキングを作成している。（BOX 1-1 参照）また、クルーグマン（P. Krugman）は、各国の生活水準にとって重要なのは他の諸国との相対的な生産性の優劣ではなく、あくまで国内における生産性の伸びであるという観点から、企業の競争力と同様に国の競争力を想定するのは間違いであり、国の競争力という概念は捉えどころがないのもであると指摘している。ポール・クルーグマン『クルーグマンの良い経済学悪い経済学』1997年、日本経済新聞社（原題：Pop Internationalism, 1996, MIT Press）。

とが多かった²。しかし、グローバル化の流れの中で個々の企業努力だけでは経済全体の生産性の向上を導き出すことは困難になっており、競争の激化とも相俟って産業競争力も企業の競争力の総体とは言えなくなっている。このため、産業競争力を考えるに当たっては企業の競争力に加えて、事業環境、制度といった外部的な要因も考慮に入れることが重要になってきている。

以上より、産業競争力の決定要因としては、①技術、経営能力、人的資源等の企業の能力と②経済、政治、社会などの制度的要因の二つがあると考えられる。もちろん企業の能力向上は産業競争力強化のために非常に重要な要素であるが、本報告書においては制度的要因、特にその中でも産業発展に対してもっとも直接的な影響を及ぼすと考えられる経済制度に焦点を絞り、制度整備の重要性について言及することとする。

[BOX 1-1] IMD の競争力ランキング

スイスの国際経営開発研究所 (International Institute for Management Development: IMD) は、1990 年から毎年、OECD 加盟国および主要先進国・途上国を対象として、国の競争力に関するデータを発表している。1994 年からは、同一の手法・指標に基づく総合的な「競争力ランキング」を作成しており、現在まで継続して公表している。国の競争力は以下の 4 つの側面によって規定される。

(a) Attractiveness/ Aggressiveness

対外的な輸出や直接投資等 (Aggressiveness) と直接投資を引付ける魅力 (Attractiveness)

(b) Proximity/ Globality

国内経済の強さ (Proximity) と国際性 (Globality)

(c) Assets/ Processes

天然資源やインフラ、文化・教育等の資産 (Assets) と天然資源を加工する能力 (Processes)

(d) Individual Risk Taking / Social Cohesiveness

規制緩和、民営化等を通じて個人のリスクにより富の獲得を促すアングロ・サクソン型システム (Individual Risk Taking) と社会的合意・凝集力を通じて富の均てんを促す大陸欧州型システム (Social Cohesiveness)

2002 年のランキングによると、日本は調査対象国・地域 49 カ国中 30 位で前年の 26 位からさらにランクを下げた。第 1 位は米国、第 2 位はフィンランド、第 3 位はルクセンブルグで、アジアでは台湾が 24 位、マレーシアが 26 位、韓国が 27 位、中国が 31 位であった。日本は「外国人を雇う困難性」、「公共事業の外国発注の可否」、「大学教育の競争経済ニーズとの適合性」、「起業家精神の普及」、「株主の権利・責任の明確性」及び「文化の開放度」で最下位となった。

(2) 産業競争力強化と制度整備

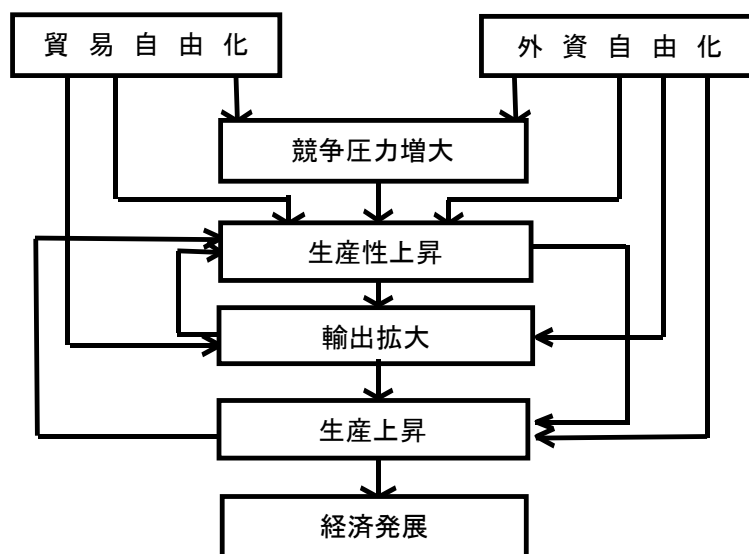
産業競争力強化における経済制度整備の重要性を考えるに当たっては (a) 取引費用の削減と (b) 競争的ビジネス環境の整備という 2 つのアプローチが重要である。前者は不十分な情報提供や、非効率な政府関連手続・規制等の事業活動の障壁といった制度上の諸問題か

² たとえば米国の国家研究協議会の科学技術経済政策委員会が 1999 年に発表した“U.S. Industry in 2000: Studies in Competitive Performance”という報告書では、米国の 11 産業の競争力を分析しているが、企業の競争力とほぼ同義で分析されている。

ら生じる取引費用に着目し、最も取引費用が少ない取引、つまり、最も効率的な取引を可能にする制度整備が行われることによって産業の生産性が向上し、競争力が強化されるとするアプローチである。一方、後者は各企業が自由で公平にビジネスを行うことができ、ビジネスのあらゆる局面で競争原理が働くような環境が実現されることで、競争圧力の増大による生産性向上というプロセスを通じて産業競争力強化が達成されるというアプローチである。

モノ、サービス、資本、技術および情報の移動を迅速化かつ高度化しているグローバルゼーションの中で、取引費用の削減と競争的ビジネス環境の整備という制度的なコンテキストからクローズ・アップされるのは、たとえば前者においては企業活動の費用を減少させる貿易円滑化や投資円滑化への取組みであり、後者においては図 1.1 にある通り貿易自由化や直接投資自由化への取組みであり、市場の競争圧力の増加を通じて生産性向上をもたらす。また、競争法・政策はブランド維持コストを低減したり、市場アクセス阻害要因を排除したりする点で、両方にとって必要不可欠である。

図 1.1 貿易・外資自由化と経済発展



出所：浦田秀次郎[1995]、『貿易自由化と経済発展』

貿易円滑化はこれまで取組まれてきた貿易自由化の流れを補完・拡充するものであり、貿易手続きの簡素化と調和化が中核となる。例えば、二国間で輸出入許認可手続きに不整合が改善されて standardization と harmonization が確保されたり、実施主体の効率性が推進されて通関手続きが効率化すれば、企業間の取引費用が削減されて生産性の向上と輸出及び生産の拡大、生産性の向上という循環的な経済発展のプロセスを生み出すことが期待される。

直接投資の自由化については、投資資金、技術あるいは経営ノウハウの国際間の移転を通じて、それらの資源の効率的な使用が可能になり、投資受入国における生産性を向上さ

せることが期待される³。同時に、投資制限措置の撤廃や投資関連手続きの簡素化・調和化は多国籍企業の海外直接投資に係る費用削減につながる。

また、知的財産権の保護、環境・安全等の基準のハーモナイゼーション、労働法等の経済関連法規の安定性・透明性確保など当該国で各種の制度整備を進めることが、外資企業の直接投資・生産活動等に係る費用削減につながり、投資受け入れ国における生産性を向上させることが期待される。

競争法・政策はそもそも自由で公正な競争の場を整備・維持することを目的とするものであり、自由な事業活動の基盤ともいべきものである。支配的地位の濫用やカルテルといった競争制限的な行為を排除することによって競争的ビジネス環境を創出するだけでなく、排他的行為あるいは不当な競争行為を排除することによって取引費用を低減することを可能にする。さらに近年のグローバル化の流れの中で、国境を超えた反競争行為に対処する必要性から、国際間での新しいルール作りに対する要求も高まっている。

以上の点からして、途上国の適切な経済発展を促す上で諸制度の整備は非常に重要であり、また我が国にとっても、他国と共に調和した制度整備を進めていくことに高い意義を有することから本分野の協力が重要であると認識される。次章以降では貿易、投資および競争の3分野に焦点を当てて制度整備に関わる国際協力のあり方を検討する。なお、この他にも、人材育成・交流の推進、エネルギーの安定供給確保、通貨・金融システムの安定など、産業競争力強化につながる幅広いテーマが存在する。そのうち、通貨・金融制度に関しては本委員会の金融インフラ分科会にて議論されているが、それ以外の制度については他の調査機会に委ねることとし、ここでは上記3点に絞って検討する。

³ World Bank , Global Development Finance: Analysis and Summary Tables 2001 は、直接投資による民間資金流入が途上国の「投資吸収能力(absorptive capacity)」に応じてその経済発展に寄与することを実証している。

第2章 貿易

2. 1 貿易関連制度をめぐる状況

(1) 貿易を振興・拡大するための制度と整備の重要性

貿易が経済発展に大きな影響を及ぼすとの理由から各国政府は貿易活動に係る各種制度・手続きを定めている。一連の貿易自由化の流れと急速に進むグローバル化の中で全体的・中長期的な視点から貿易を振興・拡大するためには制度及び手続きの整備・改善を行う必要がある。特に世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）を中心とする多角的自由貿易体制の進展や地域・二国間の貿易協定が積極的に締結されるといった新たな貿易環境の中では、企業活動の急速なグローバル化の進展とも相俟って、開発途上国が新たな枠組みに適切に適合して貿易活動を促進していくことが重要である。

貿易を振興・拡大するための制度は主に「貿易自由化」と「貿易円滑化」の2つに分けることができる。ここで「貿易自由化」は、国際的なルールに基づいて自由な競争を制限する関税・非関税障壁の引下げ・撤廃を中心に既存の政策・制度の改善を促すことを指す。他方、「貿易円滑化」は輸出入活動に関わる制度・手続き（輸入手続き・業務、輸出入制度、民間手続き、国際的制度等）を整備・構築するための取組みを指す。その内容は下表の通りである。

表 2.1 貿易自由化と貿易円滑化

貿易自由化	貿易円滑化
○関税の引下げ ・保護関税の引下げ ・財政関税の引下げ ○非関税障壁の撤廃	○輸入手続き・業務 ・輸出入許認可、輸出入通関、国際輸送、港湾手続、入庫保留等 ○輸出入制度 ・関税制度、動植物検疫制度 等 ○民間手続き・業務 ・貿易取引（金融面、実物面） ○国際的制度 ・規格・認証制度 等

(2) 国際的な動向

現在、モノおよびサービスに関する貿易自由化のルールは WTO に対する取組みを通じて整備される方向にあり、開発途上国においては協定に合致した国内制度の整備と履行が求められている。これに関しては APEC をはじめとし、途上国の WTO 協定履行支援が行われているところである。他方、貿易円滑化に関しては WTO においてその一部がカバーされているものの、包括的なルールは存在していない。WTO では次回閣僚会議までに貿易円滑化分野

のルール作りについてモダリティを検討し、交渉を開始することが決まっている⁴。また、APECにおいても貿易・投資の自由化・円滑化を進めていくべき点が確認されている⁵。いずれにしても貿易円滑化に関する包括的な国際ルールは存在しておらず、その策定は端緒を開いたばかりであるが、開発途上国に対しては今後構築されるであろう協定履行と自由貿易体制の維持・拡大のために、キャパシティ・ビルディングへの支援が重要視されている。これらを踏まえ、以下では貿易円滑化に焦点を当てて論を進めていくこととする。

(3) アジア諸国での取組み

アジア諸国の貿易円滑化に関する取組みで重要なのは APEC 及び ASEM を通じてのものである。

① APEC での貿易円滑化の取組み

APEC では貿易・投資の円滑化が貿易・投資の自由化及び経済技術協力と並んで 3 つの柱の一つとして取上げられている。なお、WTO が主に関税引下げと非関税障壁の撤廃に重点を置く自由化を担う一方で、APEC は円滑化に重点を置いている。

APEC が貿易円滑化に本格的に取組み始めたのは、1999 年のニュージーランドでの閣僚・首脳会合からである。以降、1 年半をかけて前文と 9 つの原則及び例示から成る APEC 貿易円滑化原則が策定された。前文では貿易円滑化は①正当な政策目的との整合性を確保、②ビジネスとの連携及び③税関や検疫、関係諸官庁の能力向上による貿易円滑化の全体的な取組みが必要等との認識が示されている。また、原則及びその例示は以下の通りである。

表 2.2 貿易円滑化原則（原則と例示）

⁴ 外務省資料（ドーハ閣僚宣言骨子（2001 年 11 月 14 日））

WTO は 2001 年のドーハの第 4 回閣僚会議で貿易円滑化（ここでは通過貨物や貿易手続き等の迅速化）に関して「第 5 回閣僚会議の後に明確なコンセンサスによる交渉形態に関する決定を基礎として交渉が行われることに合意する」としている。

⁵ 外務省資料（APEC 貿易担当大臣会合（概要と評価）（2002 年 5 月 30 日））：

2002 年のメキシコでの APEC 貿易担当大臣会合では貿易・投資の自由化・円滑化に関して「上海アコード（2001 年 10 月の APEC 首脳会議で採択）に従って貿易・投資の自由化、円滑化作業を一層進めるべき点を確認」している。具体的な内容は以下の通りである。

(a) 貿易円滑化： APEC では種々の貿易円滑化の作業が行われてきているが、同会議に出席した水野政務官より貿易取引コストを 5%削減するとの目標（今後 5 年間で域内の取引コストを 5%削減するとの目標が 2001 年 10 月の上海首脳会議で合意された）を実現するため、「APEC 貿易円滑化行動計画」を貿易担当大臣会合として承認することを求める発言を行って支持された。貿易取引コスト削減のための具体的行動・措置のリストを作成し、秋の首脳・閣僚会議で承認される段取りとなった。

(b) 個別行動計画（IAP）と共同行動計画（CAP）： 貿易・投資の自由化、円滑化のために各エコノミーが個別にとる措置（IAP）に関して、日本はピア・レビュー（専門家による事前調査、ピア・レビュー・セッションにおける議論の重視等）を開始することを提案しているが、自らが 2002 年 8 月にピア・レビューを受けることになっている。日本のこの立場が改めて閣僚達から歓迎された。APEC エコノミーが共同でとる行動計画（CAP）として日本からは「知的所有権サービス・センター・ネットワーク」を設立する提案を説明して閣僚達からの理解を得た。本件提案については引き続き事務レベルで検討して 2002 年 10 月の閣僚会議に報告する段取りとなった。

(c) 大阪行動指針の改訂作業： APEC 活動が世界経済の変化に対応していくために大阪行動指針の改訂作業が行われている。それに関する中間報告が了承された。

(d) 「先遣隊方式（パスファインダー・アプローチ）」： ボゴール目標の達成に向けた努力を促進するために「先遣隊方式」（複数のエコノミーによるイニシアティブの先行実施）も採用していくことを確認した。

原則：	例示：
・透明性	・ホーム・ページを利用した貿易関連諸規則の公開
・コミュニケーション及び協議	・産業界代表、消費者団体代表等と協議
・簡素化、実用性及び効率性	・ワン・ストップ・サービスの提供
・非差別性	・国内外の差別禁止
・一貫性、予測可能性	・事前教示制度の採用
・調和、標準化及び承認	・改正京都規約の実施
・近代化と新しい科学技術の活用	・手続きのコンピュータ化及びペーパーレス貿易の実施
・適正な手続き	・不服申立て制度の導入
・協力	・貿易関係当局と国際物流関係者との協力関係の構築

2001年10月に開催されたAPEC首脳会議で採択された「上海アコード」では、APEC域内で5年間に取引コストを5%削減することを目標に、貿易円滑化原則実施のための具体的措置を2002年の閣僚会議までに特定し、2006年までに当該措置の実施に努めることが盛り込まれている。具体的措置に関し、我が国としてはWCOの京都規約の批准やペーパーレス貿易の拡大、TEDIの採用等の4項目を昨年の閣僚会議に提出済である。

次に重要なのは1995年に設立されたAPEC税関手続小委員会（Sub-Committee on Customs Procedures: SCCP）の取組みである。貿易円滑化では税関分野における取組みが大きいとの観点から、現在、14項目の共同行動計画（Collective Action Plan: CAP）を策定し技術協力を通じて加盟国全てが当該CAPを着実に実施することを行動の柱としている。具体的には以下の通りである。

表 2.3 APEC 税関手続小委員会共同行動計画

<ul style="list-style-type: none"> ・HS条約(HS2002)の原則の採用・遵守 ・税関関係法令等にかかる情報公開 ・WCO京都規約の原則の採用・遵守 ・ペーパーレス貿易の実現 ・WTO評価協定の原則の採用・遵守 ・WTO/TRIPs協定の原則の採用・遵守 ・不服申立て規定の導入 ・関税分類に係る事前教示制度の導入 ・一時輸入便宜供与 ・共通のデータ・エレメントの採用 ・リスクマネジメント（ハイリスク貨物の絞込み） ・急送貨物（WCO即時引取りガイドラインの主要原則の実施） ・職員規律の向上 ・税関・ビジネスの協調

② ASEMでの貿易円滑化の取組み

ASEMの貿易円滑化はアジア諸国と欧州諸国間の貿易機会の促進と非関税障壁及び取引コストの低減を目的とした貿易円滑化行動計画（Trade Facilitation Action Plan: TFAP）を策定・実施することである。税関手続き、基準認証、政府調達、検疫、知的所有権、ビジネスマンの移動、物流及び電子商取引の8分野を特定して円滑化を達成するための取組みが行われている。具体的には各分野で具体的目標（デリバラブルズ）を策定してその実現に努めることである。

表 2.4 ASEM における税関手続分野の具体的目標

<ul style="list-style-type: none"> ・ 2002 年版 HS 品目表の実施による関税分類の調和の促進 ・ EC と関心あるアジア側メンバーとによる税関相互支援協定に関する議論の継続 ・ ASEM 税関手続データベースの更改による透明性の向上 ・ 税関とビジネス関係者のための第 2 回 ASEM セミナーの開催 ・ 情報公開、近代的税関手法の導入、及び改正京都規約の批准の態勢による予測可能性の向上 ・ 法令解釈の統一性の向上 ・ 書類の標準化・簡素化の促進、及び G7 データ・セットに基づく通関手続データ項目の調和化に向けた検討の開始 ・ 可能であれば、通関手続におけるワン・ストップ・サービスの提供 ・ 職員倫理規定の作成 ・ 適切であれば、WTO、WCO における共同歩調の形成 ・ 税関手続の簡素化のための技術協力の実施

また、ASEM の枠組みで重要なのは一般貿易障壁である。これは ASEM の取組みの実効性を確保するとの観点から民間企業を中心に具体的に円滑化に資する内容を特定して解決を促すものである。現在税関手続分野では以下の 6 点が定められている。

表 2.5 ASEM の枠組みで特定された税関分野の一般的貿易障壁

<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明性の欠如 ・ 複雑な規制・多額な経済的負担を伴う規制 ・ 通関手続の遅延 ・ 関税評価・分類変更 ・ 規則の解釈・適用の不統一 ・ 代償を得るための不規則・不法・不透明な慣行
--

2. 2 アジア諸国の状況・課題

アジア諸国で貿易円滑化の取組みが本格的に着手される状況の中で、貿易・投資円滑化ビジネス協議会⁶が、2001 年 2～3 月中旬にその構成団体の会員企業を対象に実施した「貿易・投資・現地生産上の問題点に関するアンケート調査」の結果を見ると、各国毎に円滑化を阻害される要因が浮き彫りになる。アジア諸国の貿易阻害要因を APEC 貿易円滑化原則のテーマ毎に切り直して抽出した課題・問題点が次表の通りである。

⁶ 日本企業が海外事業活動にて直面する国際貿易及び外国直接投資等での諸問題の検討を行い意見を取り纏めて日本及び外国の政府に改善を要望することを目的として設置された日本の民間業界団体の協議機関であり、現在約 150 の広範な団体により構成されている。

表 2.6 貿易円滑化項目毎の問題点

APEC 貿易円滑化原則の個別テーマ	貿易・投資円滑化ビジネス協議会のアンケート調査から得た貿易円滑化に関する課題・問題点	想定し得る問題点の原因等
A. 公平性・公正性	①関税評価の恣意性 ②輸入規制・制限・禁止措置 ③関税格差（品目別、原産地（国）別、税関別） ④不正輸出入	①蓄積の非制度化による過大な個人裁量幅 ②貿易円滑化に資する政策・制度の欠如 ③情報の対内的未伝達 ④脆弱な罰則規定
B. 一貫性・予測可能性	①制度改定の対外的周知不徹底 ②制度改定の対内的未伝達	①貿易円滑化に資する政策・制度の欠如 ②One Stop 拠点への情報非集約性
C. 透明性と説明責任	①制度改定プロセスの非開示 ②（関税）評価の説明責任の欠如 ③分類方法の非公開	①政策・制度改定プロセスでの民間からの意見聴取の欠如 ②明確な情報伝達ルールの欠如
D. Standardization と Harmonization	①共通実効特惠関税（CEPT）協定非遵守	①遵守に対する罰則規定の欠如 ②遵守機関と実施機関の非連携性
E. 実施主体の効率性	①関税手続き、輸出許可手続き等の煩瑣性 ②手続きによる遅延	①プロセス評価・見直し制度の欠如 ②効率性追求に伴うインセンティブ制度の欠如 ③民間からの意見聴取の欠如
F. 簡素化・社会厚生への追求と効率性への取り組み	①輸入許可・制限制度 ②①による遅延	①プロセス評価・見直し制度の欠如 ②効率性追求に伴うインセンティブ制度の欠如 ③民間からの意見聴取の欠如

なお、「職員規律の明確化」及び「近代化と科学技術の活用」に関してはこれらを付加することで A～F までが改善されるとの観点から一義的な問題点からは除いた。

この分析から明らかなことは大きく以下の 4 点に集約できる。

① 貿易円滑化に資する政策・制度の未確立・未整備による弊害

国際的な貿易活動の流れに則った貿易円滑化に資する政策・制度が未確立であったり未整備であることから波及する課題・問題点の多さがまず指摘される。例えば、ASEAN 加盟国間の関税及び数量制限の撤廃を目指す共通実効特惠関税（CEPT: Common Effective Preferential tariff）協定ではその適用を受けるために原産地証明を取得する必要がある。しかし、国内の政策・制度が国際的な協定の主旨に合わないままに運用される場合があり、CEPT のケースでは、申請の際に、組込まれた末端の部品の原産地証明が必要となったり、その取得までにかかなりの時間や手間が必要な場合がある。また、制度が未成熟であるがために個人裁量幅が拡大したり、あるいは、情報の伝達ルールが不十分で行き届かないといったこともあることから、関税評価の恣意性や関税の格差が存在することともなっている。

② 必要な政策・制度改革の認知不足と体系的な取組み体制の欠如

政策・制度改革を行うのであれば、実際に貿易活動を行っている民間企業からの率直な意見を聴取することで正しい方向性を導くことが可能となる。ただ、その聴取が不十分なために、これら企業が抱える課題・問題点が正しく認知されないままに政策・制度改革が遅々として進まない状況となっている場合が多い。また、政策・制度改革を行うに値する状況が認知されたとしても、努力するに十分な体系的な取組み体制、すなわち、定期的

なプロセスの評価や見直しに関する取決め等が存在しないことが政策・制度改革につながる状況にある。

③ 機関内及び機関間の不十分な連携体制に起因する弊害

機関内及び機関間の連携が不十分であることに起因する許認可や手続きの煩瑣性及び遅延が円滑化を大きく阻害している。この状況を改めるには情報を共有化することが重要な解決方策となることは明らかであるが、明確な情報伝達ルールが欠如している状況で、公平性・公正性及び透明性・予測可能性が大きく損なわれている。

④ 効率性追求のためのインセンティブ制度の欠如

もとより政策・制度が効率的に運用される環境が整っていてこそ貿易円滑化は実現されることとなるが、効率性追求に伴うインセンティブ制度が欠如していることは関係機関の改善や簡素化・社会厚生の実現を難しくしている。

2. 3 我が国の支援状況

(1) JICA

JICAの貿易促進・円滑化に係る事業としては大きく以下の2つに分類することができる。

① 税関行政向上に資するもの

(a)税関行政への助言（研修、専門家派遣）及び(b)税関業務改善、職員教育（専門家派遣）を挙げることができる。具体的には「税関行政コース（本邦研修）」（毎年度実施中）が挙げられる。

(c)税関システム開発計画の策定（開発調査）も実施されている。具体的な事業としては、「インドネシア税関システム改善調査計画」（1997～1999年度）がある。

② 貿易関連制度及びルール構築・実施支援に資するもの

(a)貿易保険／金融

貿易保険制度の理解と運用に関して、研修が行われている。具体的には、「貿易保険研修コース」（毎年度実施中）がある。

(b)関税制度・手続き改善

税関事後調査制度改善への助言が専門家派遣を通じて行われている。

(c)WTO、自由貿易体制への適応

WTO 協定履行能力向上（開発調査、専門家派遣及び研修）及び WTO 加盟支援（開発調査、専門家派遣及び研修）が実施されている。具体的には「APEC 地域 WTO キャンパシティブルディング協力プログラム」（2001 年度～）がある。

[BOX 2-1] JICAの税関システム改善計画調査（開発調査）

インドネシアでの支援事例（1997～1999年度）

インドネシア国においては各省庁の電算化を進めているところであるが、特に税関の電算化に関しては、APECの共同宣言にもあるように域内の通関手続きの迅速化、簡素化のための対応を迫られている。また、税関事後調査業務の開始、社会悪事犯の取締業務強化の必要性を受け、税関総合データベースの導入、また業務の改善・効率化のため、既存の通関システムの再構築が必要となっていた。

本調査はインドネシアの税関業務の迅速性、的確性、並びに貿易促進を図るため、「税関総合データベース（CIS）」構築のためのシステム設計及び「通関システム（CSS）」の改善にかかる方針案を策定すると同時に、同国関係者への技術移転を行った。

・CIS：現行システムの分析、要求条件の定義、システム概略設計、システム化提案書の作成、経済・財務分析、業務設計、システム設計・開発、テスト計画、導入計画、運用計画、システム設計書

・CSS：現行システムの分析、要求条件の定義、改善方針案の作成、経済・財務分析

(2) JBIC

JBICの貿易促進・円滑化に係る事業としては以下の2つのタイプを挙げる事ができる。

① 産業（企業）の貿易活動を支援するもの

(a) 輸出金融

輸出金融は外国の政府あるいは政府機関またはこれらの委託を受けた者が行う当該外国の輸出の促進を図るための資金の貸付、債務の保証、保険の引受または利子の補給を行うものとされている。具体的には、「タイ・ラヨン・オレフィン社久米石化プラント輸出」（2000年度）がある。本件は、日本からタイに対する貿易活動を促進するとともに、タイの基幹産業である石油化学産業の発展に寄与するものであった。

② 産業（企業）を取巻く貿易環境の整備を支援するもの

(a) プロジェクト借款

プロジェクト借款は開発事業の実施に必要な資金または当該地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を提供するものである。具体的には「中国・シンセン塩田港大鵬建設事業」（1991年度）がある。本件では港湾の建設のみならず後背地の交通網として数十キロにわたる鉄道や高速道路も一括して整備するものであった。

(b) 商品借款

構造調整借款（SAL）として相手国政府の政策変更を条件として商品借款を供与する形態のもの。典型例としてはベトナムに対してアジア通貨危機の際に供与した「経済改革支援借款」があげられる。

(3) JETRO

JETRO の貿易促進・円滑化に係る支援事業に関しては以下のようなものがある。

① 諸外国の経済制度等についての調査・分析

WTOによる多角的貿易体制を補完するという意味で将来の日本のFTA交渉の具体化を見据えたFTA研究を行って広く提言を行っている。具体的には、「日墨FTA共同研究」(共同研究成果の発表:2000年4月)、「日韓FTA共同研究」(同2000年5月)及び「日智自由貿易協定共同研究」(同2001年6月)を実施している⁷。

② その他開発途上国の貿易円滑化に資する支援(工業化促進、産業育成等)

開発途上国の側の自助努力による自立的経済・産業発展を支援するため、対日輸出振興に通じる輸出産業の育成や進出日系企業への部品供給等に通じる産業基盤強化による工業化の推進をしている。代表的事業としては以下の通り。

(a) 産品輸入促進事業

開発途上国からの産品輸入の拡大、輸出産業の育成を図るために、対日有望産品発掘専門家を派遣してサンプル品の買付けや展示商談会、産品に関する調査とそれに基づく製品改良専門家の派遣を行っている。

(b) 開発途上国産品展示会(国別展)

開発途上国の産品とともに国情や投資環境を並行して紹介して対日輸出と国際理解を促進するための展示会を開催している。具体的には、「コーカサス3カ国展」「バルト3カ国展」「モンゴル展」(2001年度)「ヨルダン・レバノン・シリア展」「スリランカ展」「SADC展」「カリブ展」(2002年度、予定を含む)等を開催している。

(c) 現地産業交流促進事業

自動車関連産業や電気電子産業をはじめとして、広域的な裾野産業の育成、日系メーカーの現地部品調達の拡大、日系メーカーと現地サプライヤーとの相互投資・技術交流の促進を目的に、逆見本市、商談会、セミナー等を一体化した広域産業交流会を開催している。具体的には、「第4回ASEAN自動車裾野産業カンファレンス」(2002年7月)等。

2. 4 他ドナーの支援状況

⁷ 日本シンガポール経済連携協定(日星EPA)に関して、同協定は協定本体、行政間取決め及び首脳共同宣言の三層構造となっているが、JETROは行政間取決めの中の中小企業振興及び貿易投資振興関連の章でJETRO及びシンガポール側の該当機関の協力について規定している。具体的には、シンガポールBSCの設置、各種データ・ベースの共有化、ミッション派遣・受入れ及び第三国ミッションの共同派遣となっている。

(1) World Customs Organization (WCO)

WCO が貿易円滑化との関連でかねてから取組んできたのは通関業務の効果的かつ効率的な税関運営である。通関業務の効果的かつ効率的な運営がもたらす便益に関して WCO は①関税の徴収効率の増加による歳入増や②社会的な安全の確保、③環境の保全、④情報の収集、⑤貿易ニーズへの対応、⑥貿易円滑化及び⑦文化保全を挙げており、それ自体が財政、経済及び社会プログラムを実施するために有益に働いているとしている。

WCO の支援の目的は①シンプルで標準的な調和化された公平で簡易にアクセス出来る手順の構築、②制限や禁止の遂行、③国際的な貿易ルールの遵守、④効率性と効果性の追求、⑤清廉性と透明性の確保および⑥基本的な貿易原則の促進（正当な法手続き、非差別、貿易規制の最小限化、予測可能性）の 6 項目である。また、具体的な支援の内容としては税関吏に対する①研修、②セミナー、③専門家派遣及び④ワークショップである。

(2) United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD)

UNCTAD が行う貿易円滑化への取組みは大別して①複合一貫輸送の推進、貿易円滑化及び輸送の効率化、②ACIS システム (The Advance Cargo Information System) の導入及び③ASYCUDA システム (The Automated System for Customs Data) の導入の 3 つに分けられる。UNCTAD の貿易円滑化ではその対象範囲が通関、輸送、銀行・保険、貿易情報、商習慣及び電気通信の 6 分野と広範で、これらの貿易効率化手法を導入することで貿易取引に必要なコストを低減でき、その額は推計で世界貿易全価格の 7~10%に値するとの見解を提示している⁸。その理念は国際的な貿易業務の確立や手続きに必要なコストを削減することによって①輸入に必要なコストの低減や②取引費用の削減や新しい技術の導入による輸出競争力の確保、③効率的なドア・ツー・ドアの物流の構築、④税関から得られる収入増とコントロールの改善及び⑤適切な二国間・多国間関係構築にある。

UNCTAD の支援の目的は①既存の物的インフラの有効活用、②貿易円滑化に資するユーザ一本位の必要なサービスの提供及び③不必要な取引費用や時間がかかる時代遅れの手続きと標準化されていない雑多な文書の提出が必要となる制度の除去である。このため、①ドア・ツー・ドアの物流体系、②貿易円滑化及び③通関改革と近代化によって民間利用者の取引費用を削減することを念頭に置いている。また、制度面、運用面及びインフラ開発の 3 つの局面で異なったレベルでの取組みが政府及び民間の双方で必要となる。具体的には貿易円滑化を担う主体である①法や規制の策定と施行を担う政府（輸送や貿易、財政に関連する省庁や税関）、②市場原理に基づく貿易及び輸送を中心としたサービスの提供を担う民間業者（乙仲業者、船社、銀行、保険等）及び③貿易円滑化の推進によって便益を受けることの出来る輸出入業者の 3 主体の緊密な連携が形成出来ることが支援の前提となってい

⁸ “Columbus Ministerial Declaration on Trade Efficiency,” Report of the United Nations International Symposium on Trade Efficiency, TD/SYMP. TE/6, November 1994.

る。よって、貿易円滑化を実現させるためには①貿易取引に必要な健全な法的制度的枠組みの形成、②貿易業者及び輸送業者にとって金銭的に実行可能な改革の実施、また、③適切なコンサルテーションの受入れ等が必要となるとしている。

コンピュータによるシステムを導入することで達成する貿易円滑化の方法としては ACIS と ASYCUDA がある。ACIS は貿易円滑化に資する情報管理システムで、複合輸送体系の迅速化を促すとともに貨物の遅延や書類の未整備といった情報を得るツールとして活用されている。さらに、ASYCUDA は税関改革や近代化を促す税関データ自動システムで殆どの国際貿易手続きを網羅しており、アフリカなどの新進市場における UNIX や DOS の運用システムに幅広く利用されている税関管理システムである。通関手続きの迅速化、輸出入額の価格査定及び関税徴収の高度化に資するものである。

[BOX 2-2] UNCTAD の貿易円滑化支援

ネパールでの支援事例

1998 年当初にネパール政府がインフラ開発プロジェクト（インド国境の内陸通関拠点 3 カ所の建設）を進めていた折に、プロジェクトそのもの及びそのキャパシティの最適化を達成するために、UNCTAD に技術供与を求めてきた。UNCTAD は同国政府の目的に沿って貿易及び輸送手段の改善及び ACIS と ASYCUDA の導入を支援した。技術供与額は 3 百万米ドルで 2001 年にプロジェクトは完了している。

ヨルダンでの事例

ヨルダンでは ASYCUDA を活用したパイロット・プロジェクトが 1997 年から始まり、3 カ所（税関本部、Queen Alia 国際空港及びアンマン地方税関）に実施された。1999 年度に行われたプロジェクト評価では①税率の低下にも関わらず通関からの税収が一定し、②貿易統計の正確さと迅速性が確保され、③税率の統一、行政文書の共通化及びリスク・マネージメントの確立が達成されている。

(3) 世界銀行

世界銀行の貿易円滑化に関する支援は、主な目的として開発をコンテキストに、開発途上国の貿易政策改革とウルグアイ・ラウンドの実行を支援するとの観点から、①透明性、②正当な法手続き、③非差別及び④貿易制限の最小化を基本原則として、①税関の透明性と近代化の推進、②規制改革と標準化及び③輸送アクセスの拡大とインフラの近代化を主な内容としている。具体的には構造調整融資を中心に輸送及び貿易のための世界円滑化パートナーシップが主要支援スキームとして挙げられる。

世界銀行の貿易円滑化は 1980 年代はその殆どが輸送円滑化（Transport Facilitation）を目的として取組まれてきた⁹。その後、貿易円滑化への取組みは 1990 年代の中葉には貿易自由化に根差した数量規制や関税、補助金、輸出金融、税関に関する改善（第 1 世代プロジェクト）に移行するが、2000 年を迎えるに前後して貿易円滑化は民営化、公企業改革、規制改革といったより貿易円滑化に資する内容（第 2 世代プロジェクト）が中核となって

⁹ Wilson, John S. 1998. Trade Facilitation, presented at the Trade Facilitation Symposium, WTO, Geneva (March 9-10, 1998).

いる¹⁰。この傾向は世界的な貿易自由化の進展と企業のサプライ・チェーン・マネージメントの浸透によって、一層重要になるものと考えられている。

表 2.7 世界銀行の貿易円滑化プロジェクト（抜粋）（金額：百万 US ドル）

分類	国	プロジェクト名	期間	金額
輸送	ポーランド	港湾近代化 (Upgrading physical and managerial infrastructure of port facilities)	2001 -	US\$38
	モザンビーク	鉄道港湾近代化 (Increasing port-rail system efficiency to accommodate freight)	2000 -	US\$100
	ホンジュラス	地方幹線道路 (Repair and improvement of trade corridors damaged by hurricane)	2001 -	US\$66
	ニカラグア	道路復興 (Infrastructure improvement along international trunk road corridors)	2001 -	US\$75
税関	南東欧州 6 カ国	輸送円滑化 (Strengthen and modernize customs administration)	1999 -	US\$78
	チュニジア	輸出開発 (Streamline and modernize customs procedures)	1998 -	US\$35
標準化	トルコ	農業調査 (Laboratories and residue control modernization)	1992 - 1999	-
	ポーランド	農業関連産業輸出 (Food processing facilities modernization)	1990 - 1995	-
	マダガスカル	地方開発 (Livestock vaccination)	1980 - 1988	-
	ガテマラ	国家競争力 (Certification and product quality evaluation programs)	2001 -	US\$20
	ハンガリー	市水道 (Reduction of Danube River pollution to comply with EU standards)	2000 -	US\$89
規制改革	ガテマラ	国家競争力 (Regulatory reform in the area of competition policy)	2001 -	US\$20
	アルジェリア	民営化支援 (Strengthening regulatory capacity to facilitate trade)	2000 -	US\$5
	インド	電信 (Strengthening regulatory framework to enhance private investment)	2000 -	-
	マラウイ	公益事業民営化 (Strengthening regulatory framework in telecommunication and electricity sectors)	2000 -	US\$29

出所：Wilson, John S. 2001. Trade Facilitation Lending by the World Bank: Recent Experience, research, and Capacity Building Initiatives, for Workshop on Technical Assistance and Capacity Building in Trade Facilitation, Geneva (May 10-11, 2001), by the World Trade Organization (WTO).

(4) The United States Agency for International Development (USAID)

USAID が貿易円滑化を促進する理由は、貿易円滑化が①輸入による投入と技術移転を可能にし、②国がもつ競争優位を獲得し、③生産者が規模の経済を活用し、④生産を国際的な競争に開き、⑤イノベーションを刺激し、⑥消費者に広範な製品を低価で供給することを可能にするとの認識が背景にある。また、国際的な貿易自由化の進展とルールに基づいた貿易システムが並立するためのキャパシティ・ビルディングに対する支援を行うことが重要であるとしている。そのためには、開発途上国が WTO と世界的な貿易システムを認知し、同意し、参加してこれら諸国が貿易円滑化から便益を享受するには、制度的、物的及び人的キャパシティを向上することが求められている。具体的な取組みとしては、①貿易円滑

¹⁰ World Bank Report. 2000. Trends in World Bank Trade-Related Lending – Part I (May 4, 2000).

化に関する政府機関の能力強化と市場情報及び統計データの提供、②民間貿易振興機関の育成及び米国企業と開発途上国企業の連携構築、③開発途上国中小企業を対象とした通信技術の提供及び④各種の技術移転と世界標準の適用促進の4分野である。

[BOX 2-3] USAID の貿易円滑化支援

モザンビークでの事例

モザンビークでは貿易による利益を最も認知しているのが実際のビジネス関係者であるとの観点から、彼らのイニシアティブによる貿易政策の改革が実施された。モザンビーク企業団体連合 (The Confederation of Mozambican Business Associations) の要請に応じて、特に南部アフリカ開発共同体 (The Southern African Development Community: SADC) に焦点を当てて、貿易自由化の可能性とそのコストに関する全国的な討議に対する支援を行った。その結果、同国政府はそれまでの政策を転換して他の SADC 諸国との共同歩調をとって自由貿易協定を遂行することを決定した。

2. 5 支援にあたっての論点及び方向性

(1) 基本的な考え方

貿易円滑化に関する取組みはこれまで WCO や UNCTAD といった国際機関が国毎に個別のテーマを実施するに過ぎない状況にあった。また、WTO での取組みに関しても貿易円滑化は補完的あるいは二次的なテーマであった。しかし、経済のグローバル化の進展とともに貿易円滑化の重要性が高まる中で、国内の産業政策との兼ね合いが問題となる貿易自由化、投資、競争等の各種の制度とは異なり、その推進を図ることに開発途上国からの異論は少ない。また、東アジアを中心に地域全体の貿易円滑化が図られ、経済活動が活性化することは、我が国としても大きな利益である。

他方、貿易円滑化の進展から各国が互恵的な便益を得るためには、協調的なルールに則った取組みが必要であるが、現段階では貿易円滑化分野の国際的なルールはなく、開発途上国はむしろ他の分野と同様、いたずらにルールが策定されることに難色を示していることも事実である。よって、ルールの合意には途上国との情報の共有化を図るとともに相互にコンセンサスを確立し、また、自由度を担保するといったインセンティブを供与し、さらに、合意されたルールを達成するための体制整備を支援するといった協力も望まれているところである。

[BOX 2-4] 通商白書 (2001 年版) 「21 世紀型ルール・メイキングへ向けて」

国際的なルール・メイキングはかつての国境を越える経済活動の円滑化 (例えば、郵便、通信、度量衡等) から特に 1980 年代以降は国内制度整備へと展開してきている。つまり、ルール・メイキングは水際措置から国内措置へ、また、貿易分野から非貿易分野へと対象分野が拡大している。そして、現在、21 世紀初頭を迎え、その重要課題は投資、競争政策及び電子商取引となっている。

交渉対象国の増加や対象分野の多様化が急速に進展する中で、ルール・メイキングを進めるためには①協定への参加者を弾力化したり、②一定の自由度を認める制度づくりとい

った多様性を容認することが必要である。また、開発途上国に対しては交渉に参加することで得られるインセンティブを設定するとともに、ルールの実行を円滑化するための体制整備に関する協力を行う必要がある。さらに、国際会計基準や国際標準といった分野で専門性と能力を有する民間部門がルール・メイキングの主体となる場合もあり、政府はアジア太平洋諸国とのこれまでとは違った戦略的な取り組みが必要な状況にある。

(2) 段階毎の支援の必要性

貿易円滑化はその重要性が認識されつつも東アジア地域での取組み状況は国毎に異なっていることを考え併せると、開発途上国の状況に基づいて段階的な支援を行う必要がある。主な考え方は以下の通りである。

①貿易円滑化への取組みが遅れている国々に対しては、貿易円滑化がもたらす便益に関して協議を通じて相互にコンセンサスをとるとともに、世界的な動向の解説と先進事例や過去の経験の紹介を通して問題意識が正確に把握され、また、適切な取組みに着手できるような支援を行う必要がある。さらに、貿易円滑化が取扱う範囲が非常に広く、税関手続きのみならず、港湾や検疫、規格・標準、保健衛生、貿易管理手続き等、数多くの関係機関が対象となり、個々の観点とともに全体的な観点からの取組みが必要であることを認識する必要がある。

②ある程度の取組みがなされている国において、更なる改善を支援する上で、全体の手続きの中でまずは何処にボトルネックがあるかを的確に見極めて改善を行っていく必要がある。また、実施されている制度の目的と運用との間には乖離があるケースが往々にしてあるため、制度の内容と併せ、実際の貿易手続きの状況や課題の分析、また、その考察が必要である。さらに、包括的な貿易円滑化を図るためには個々の個別の取組みだけを改善するのでは限界があり、最終的には機関間の調整・連携が不可欠となる。多くの開発途上国では機関間の連携は立ち後れた状況であり、その調整や連携を促進かつ強化するような支援も必要となる。

(3) 課題及び支援内容

上記の基本的な考え方と段階毎の支援の必要性を踏まえて、貿易円滑化に関する支援を進める上での課題と支援の内容は以下の通りである。

①貿易円滑化を支援するためには多数の関係者を巻き込んだ多面的な課題を扱うことが必要となる。また、手続きの迅速化・簡素化、透明性、一貫性といった様々な課題が存在し、何処に如何なる問題が存在するのかを十分に把握する必要がある。さらに、行政当局だけではなく実際の企業や貿易業者といった貿易実務に携わる主体からの意見を十分に聴取す

ることが必要である。このような課題に対して、通関所要時間調査¹¹等の調査分析型の協力が有効である。これは引き続き具体的な協力を行っていく上でベースとなる協力であり、改善の方向性を示唆するとともに、改善結果のベンチマークとして活用できるというメリットもある。

②主体としての関係機関のガバナンスと諸機関間の連携強化を促し得る方策の策定に関する協力は有効である。もとより本分野の取組みが進展しないケースが多いのは、貿易円滑化の重要性が個々の主体に周知されていないことに起因する。この観点から、貿易円滑化の便益の抽出と機能・役割分担が必要であることを明示した上で円滑化を推進するために関係機関が個々に有すべきミッションと役割を明らし、かつ、それを踏まえて相互の連携を強化することを促すための認識の共有化を行うことが検討される必要がある（機関横断的な作業部会の設置やワークショップの開催等）。これによって、関係機関毎の役割が明確になるとともに、相互の協調体制を構築するためにも有効である。また、新たな制度の導入・運営や職員の能力・モラルの向上といった人材育成の分野では各拠点でのキャパシティ・ビルディング、貿易円滑化の中核を担うトレーナーのトレーニングを念頭において研修や専門家派遣を通じた協力を行うことが有効である。ここでは、経済統合の枠組みで定めた例えば CEPT といった仕組みを促すための制度が国内で徹底されずに確立されていないケースがあることを踏まえて、域内貿易が増大して経済統合をさらに進めるための貿易円滑化に資するルールを履行するための協力を行うとの視点も重要である。

③連携促進の観点や事務の効率化を促す上で手続きの電子化支援も有効である。電子化は迅速性だけでなく一貫性の確保や汚職の排除といった多くの課題にも効果的である。最終的には申請者との情報交換や関係機関間での情報共有といった EDI システムの構築支援が有効と考えられる。この点で、如何なるプロセスでシステムを導入していくべきか十分な検討が必要である。また、具体的な取組みとして、その内容が効率的かつ効果的に定着するためにシンガポール・モデルのようにトップ・ダウンで導入するのか、あるいは、日本のように出来るところから着手するのかという視点も検討する必要がある。さらに、日本のリソースを活用するとの観点から、TEDI¹²との相互運用も検討することが重要である。

¹¹ 通関所要時間調査は WCO の「手引き (Guide to Measure the Time Required for the Release of Goods)」から概観することができる。この手引きによれば、同調査は貨物の入港から許認可までの所要時間を段階的に定量的に計測することにより、主に税関業務の構造改革や税関規則及び関連法令の策定、税関プロセスの改善、人員配置の見直しといった通関業務の円滑化の促進に資するとしている。

¹² 経済のグローバル化に伴う貿易の拡大に対応するために、電子データ交換 (EDI: Electric Data Interchange) による貿易手続きの円滑化・簡素化の試みが世界的に行われている。日本では輸出入契約の成立から荷物の引渡しに至る民間での貿易プロセス全体の EDI 化の実現を目的とする TEDI (Trade Electronic Data Interchange) が 2001 年 11 月から実用化されている。

第3章 投資

3. 1 投資関連制度をめぐる現状

(1) 海外直接投資の拡大と投資関連制度

1980年代以降、海外直接投資は急速に拡大しており、全世界の対内直接投資額は1982年の570億ドルから2000年には12,710億ドルに、また対外直接投資額は同じく370億ドルから11,500億ドルに大きく増加している。その背景には、主として6万社を超える数の多国籍企業による国境を越えた合併吸収(M&As)の動きがある。地域的には、12,710億ドルの対内直接投資の約80%を先進国が占めているが、残る20%の途上国における対内直接投資の半分以上がアジア地域を対象としたものである。

図 3.1 海外直接投資の推移

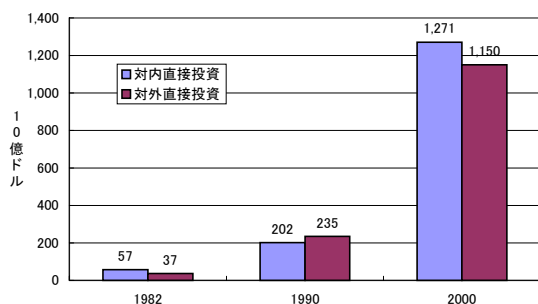
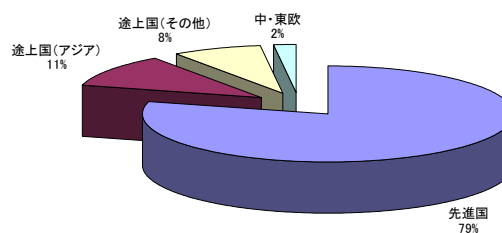


図 3.2 対内直接投資地域別内訳(2000年)



出所：UNCTAD, *World Investment Report 2001*

こうした海外直接投資の拡大とともに、直接投資の自由化に向けた規制緩和を行う国が増加している。1991年から2000年の間に、総計で1,185件実施された直接投資関連の規制の変更のうち、1,121件が直接投資を促進するものであった¹³。

表 3.1 直接投資体制の変更件数

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
投資受入体制に変更を行った国の数	35	43	57	49	64	65	76	60	63	69
規制変更件数										
うち:										
直接投資促進的なもの ¹⁾	80	79	101	108	106	98	135	136	131	147
直接投資抑制的なもの ²⁾	2	-	1	2	6	16	16	9	9	3

1) 自由化および、市場機能強化のための規制変更(インセンティブ増加を含む)

2) 規制強化(インセンティブ削減を含む)

出所：同上

¹³ UNCTAD, *World Investment Report 2001: Promoting Linkages*, p. 6.

直接投資に係る政策・制度を、投資の自由化および円滑化という観点からみると、次表のようにまとめることができる。投資の自由化は、投資や競争を制限するような既存の政策・制度を改善することであり、具体的には、業種や投資形態等を通じた市場アクセス制限、材料や部品についての国内調達（国産化）要求、生産量の一定割合についての輸出要求や技術移転要求等様々なパフォーマンス要求、また、人の就業や雇用に係る規制等、途上国に多く見られる投資制限的な政策・制度を撤廃することが求められる。投資の円滑化は、投資を通じた事業活動や競争を促進するような政策・制度を構築することであり、具体的には、投資保護、法人税その他の税制や資金調達・利益送金に係る為替管理制度・外貨交換制度の簡素化・透明化、特許法・商標・著作権法等の整備による技術・工業及び知的財産権の保護、会社設立手続の簡素化、人的資源の円滑な供給のための労働関連法や社会保障制度の整備、インフラ整備、紛争処理手続きの強化等、様々な政策・制度が対象となる他、政策・制度全般に係る透明性や実施主体の効率性の確保等、行政機関全体のキャパシティの向上が求められる。

表 3. 2 投資自由化・円滑化に関する政策・制度分野

投資自由化	投資円滑化
<p>①外資規制の削減・撤廃</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 規制業種・禁止業種 ii. 出資比率 iii. 土地所有の可否 iv. 資本金に関する規制 最低授權資本金、最低払込資本金 等 v. 国産化要求 vi. その他パフォーマンス要求 輸出義務、技術移転要求等 等 <p>②外国人就業規制、現地人雇用義務の削減・撤廃</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 外国人就業規制 ii. 現地人の雇用義務 入国管理法、雇用法等各種法律による規制 	<p>①投資保護</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 投資保護協定 <p>②税制の簡素化・透明化</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 法人税 ii. 二国間租税条約 iii. その他 売上税、付加価値税、サービス税、印紙税 等 <p>③資金調達・送金の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 為替管理制度 ii. 外貨交換制度 iii. 現地における資金調達制度 <p>④技術・工業及び知的財産権の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 特許法 ii. 商標法 iii. 著作権法 <p>⑤会社設立手続きの簡素化</p> <p>⑥人的資源の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 労働関連法 ii. 社会保障制度 iii. 中等教育・職業訓練制度 <p>⑦インフラ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 土地インフラ整備 ii. 電力・水・通信・輸送等基礎的インフラ整備

	<ul style="list-style-type: none"> ⑧紛争処理制度の強化 <ul style="list-style-type: none"> i. 法律・規則の執行 ii. 紛争処理主体の特定 iii. 手続きの透明性の確保 iv. 外部紛争手続きへのアクセシビリティ v. 官民協力体制の構築 ⑨透明性と説明責任の確保 <ul style="list-style-type: none"> i. 政策・制度目標の開示 ii. 策定プロセスでの官民参画 ⑩実施主体の効率性の確保 <ul style="list-style-type: none"> i. 機構の改革 ii. 情報システムの導入 iii. 人材の育成
--	--

こうした投資自由化・円滑化のための政策・制度の実施によって、前述のように外国企業の投資・生産活動等に係る費用削減がもたらされ、投資受け入れ国における生産性の向上が期待される。しかし、短期的にみた場合、特に途上国においては、これらの政策・制度が、産業競争力を高めるとは限らない。たとえば、競争的なビジネス環境の整備という観点からは、一連の投資制限的措置を撤廃し、これから当該国市場に進出しようとする、あるいは進出した外資に対して、国内企業と法的に同様の扱いを保証する内国民待遇を与えることが望ましい。しかし、外資企業と国内企業の競争環境を一律に平等化することは、脆弱な国内産業の崩壊をもたらす可能性を否定できない。また、投資受入に係る奨励業種の設定や各種の優遇措置は、資源の効率配分を歪めるという理由から国際機関を中心にこれを廃止するか、あるいは国内企業にも同様のインセンティブを与えるべきであるという論調が強まっているが、外部性の高い技術やノウハウの移転を促進するためには有効であるとする見方も根強い。このため、投資自由化・円滑化の推進にあたっては、上記のような政策・制度の整備を進めて長期的な生産性の向上を図るとともに、国内産業構造強化のための施策や投資奨励措置を一時的に併用し、これを段階的に撤廃してゆくといった複線的な方策を視野に入れてゆく必要もある。

換言すれば、投資の自由化・円滑化のための政策・制度は、専ら「通商」の観点のみから検討されるべきでなく、途上国固有の「開発」の観点からもバランスよく検討されるべきである。

(2) マルチ投資ルール形成に向けた議論

各国における直接投資促進政策は、必ずしも上述のような政策・制度の枠組みを満たすものではなく、一部に制限的な措置を残している場合も多く見られる。また、進出企業側の行動についても一定の規範が求められるようになっている。このため、多国間（マルチラテラル）での投資ルールの形成や企業の行動のあり方等をめぐって、下記のように様々な議論が行われている。

① OECDにおける議論

a) MAI (Multilateral Agreement on Investment : 多国間投資協定)

投資の自由化及び保護に関し、包括的で法的拘束力のある多数国間の協定の策定を目指して、OECDにおいて1995年5月から交渉が開始された。97年5月までの妥結を目標に交渉が行われたが妥結に至ることができず、98年10月にはフランスがMAI交渉への不参加を表明し、同年12月には交渉が断念された。

b) 多国籍企業ガイドライン

1976年、進出先国における多国籍企業の行動のあり方を定めるガイドラインが「国際投資・多国籍企業に関する宣言」の一部として採択された。ガイドラインは、数回の改定の後、2000年6月には、雇用・環境・人権等の規定や実施面が強化された改定案が閣僚理事会において採択されたが、法的拘束力を持たないという基本的な性格は依然として変わっていない。

② WTOにおける投資ルール策定に向けた動き

WTOにおいては、下記3つの協定において部分的に投資ルールを規定している。

a) 貿易関連投資措置に関する協定 (TRIMS)

TRIMSは物品の貿易に関連した投資措置にのみ適用され、内国民待遇の原則や数量制限の禁止、透明性の確保等GATTの基本原則を盛り込んでいる。ただし、内国民待遇の原則および数量制限禁止については、開発途上国は一時的に逸脱することができる¹⁴。

b) サービス貿易に関する一般協定 (GATS)

GATSはサービス貿易を4つの態様(モード)に分類しており、最恵国待遇の原則、国内規制の合理的・客観的実施、市場アクセス改善・内国民待遇の原則等の義務を、自由化約束の分野に応じて規定している。このうち、特に業務上の拠点を通じたサービス提供(第三モード)が直接投資に関わる。

c) 知的財産権の貿易関連側面に関する協定 (TRIPS)

TRIPS協定は、知的財産権の権利水準に関する国際的標準と、権利行使の法的手続について各国が遵守すべき水準を設定したものであり、直接的に投資ルールを規定しているものではない。しかし、貿易・投資の自由化・円滑化を促進するうえで、知的所有権が有効かつ適切に保護されることが重要であるという観点からは、TRIPSの着実な履行及び改善が求められている。

上記の協定とは別に、貿易と投資のより全般的な関係についての検討が行われていたが、2001年11月のドーハ閣僚会議において、直接投資を中心とした投資ルール策定に関し、第5回閣僚会議(2003年)以降、交渉を開始すべく準備作業を行うことで合意された。

WTOにおいて投資ルール策定を交渉の対象とすることについては、全関係国の同意を得て

¹⁴ 田村次朗『WTOガイドブック』(弘文堂、2001年)208頁。

いるわけではなく、EU、日本、カナダ、アメリカ、旧東欧諸国、ラテン・アメリカ等の賛成派、インド、マレーシア、アフリカ諸国等の反対派、及びブルネイ、パキスタンの中間派という布陣に分かれている。賛成派、反対派も各々一枚岩ではなく、特に反対派の中では国内政策との関係を懸念するインド、マレーシアと、自国のキャパシティ不足を懸念するアフリカ・カリブ諸国とに分かれている。

今後、第5回閣僚会議までの間、投資作業部会において、「貿易と投資」について言及したドーハ閣僚宣言第22パラグラフを中心に検討が行われる予定である。

③ APEC、ASEM、ASEAN における域内投資環境整備

a) APEC

APEC では、域内の全般的投資環境を、最恵国待遇および内国民待遇協定の締結、透明性の確保により自由化し、技術支援および協調を通じて投資活動を円滑化することを目的として、APEC 非拘束投資原則 (NBIP)、投資自由化及び事業円滑化のための「メニュー・オブ・オプション」等により、投資自由化・円滑化に係る例外・規制の段階的削減に取り組んでいる¹⁵。

b) ASEAN

ASEAN では、1998年10月の第30回経済閣僚会議において、「ASEAN 投資地域 (AIA) 協定」を締結した。AIA 協定は、製造業・鉱業・農林水産業及び関連サービス産業における直接投資を対象に (証券投資は含まず)、投資障壁の除去、投資ルール・政策の自由化を推進するものであり、ASEAN 域内 2010 年まで、域外 2020 年までに、一時除外リスト (TEL) 及び除外リスト (SL) 以外の全適用産業の開放が行われる。

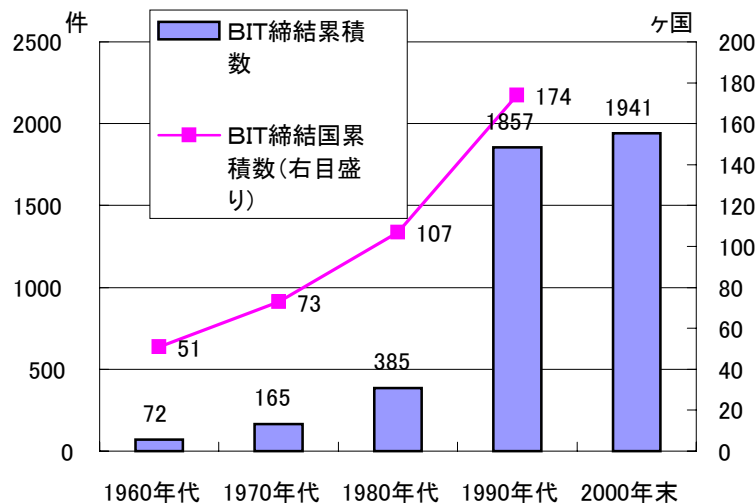
c) ASEM

ASEM (アジア欧州会議) では、1998年4月の第2回ロンドン会議において、アジア-欧州間の投資促進のために、投資促進行動計画 (IPAP: Investment Promotion Action Plan) を策定した。IPAP は、「投資促進活動 (インターネットを通じた域内投資情報の提供、経営者レベルでのラウンドテーブルの開催等)」と「投資政策及び規制」の2つの柱から構成されており、その実施については投資専門家会合 (IEG) において議論が行われている。

¹⁵ APEC, "Chairman's Report of the IEG Meeting: 16th-17th August 2002, Dalian, China"

④ 二国間投資協定・地域協定の締結

図 3.3 二国間投資協定の締結状況



出所：経済産業省『通商白書 2001』137 頁他

上記のとおり、マルチ・レベルでの包括的な投資ルールの形成は未だ議論の途上であり、これに対して、二国間での投資協定の締結が活発に行われている。全世界における 2000 年末現在の投資協定数は 1,941 にのぼっている。また、NAFTA（北米自由貿易協定）、EU—メキシコ自由貿易協定等、投資に関する規定をもつ地域協定も現れている。

従来の投資協定は、国家による外国投資家財産の収用についての補償、利益や補償金等の送金の自由といった、投資後の投資家の事業活動及び投資財産の保護が主な内容となっていたが、近年は、投資の自由化（パフォーマンス要求の禁止等）や投資活動の円滑化（透明性等）に関する規定も含めたより規律の高い規定を設けるものが増加している¹⁶。

他方、わが国がこれまでに締結、発効した二国間投資協定は、7 件と他の先進国に比べると非常に少ない。しかし、近年、我が国も、二国間投資協定と多数国間の投資ルールは相互に補完するものとして二国間投資協定も重要視し、積極的に取り組んでいる¹⁷。最近では、韓国との間で、広範な投資自由化要素を盛り込んだ高レベルの投資協定の締結に実質合意し、シンガポールとの間では、関税撤廃、貿易・投資の自由化を含むわが国初の二国間経済連携協定に署名した他、サウディ・アラビア、メキシコ、インドネシア、ヴェトナム等と交渉を行っている。

¹⁶ 経済産業省『通商白書 2001』138 頁。

¹⁷ 同上、137—138 頁。

3. 2 アジア諸国の状況・課題

(1) アジア諸国における直接投資の推移

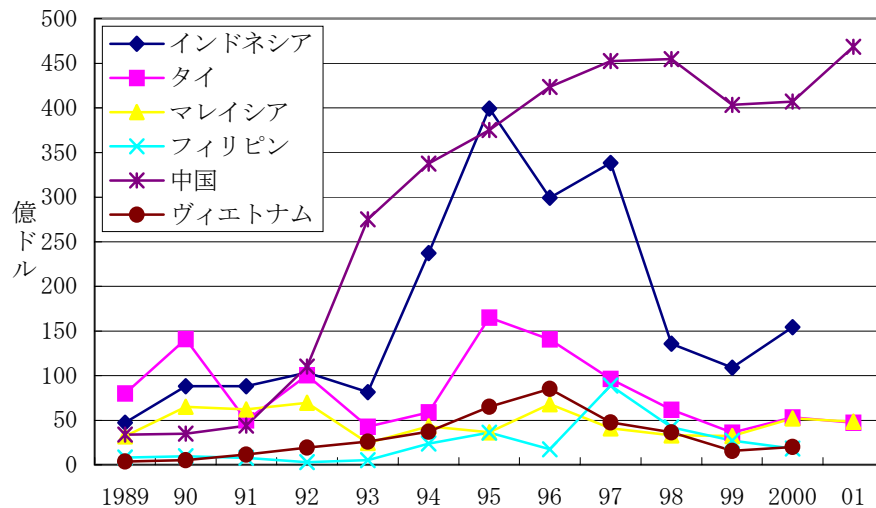


図 3.4 アジア諸国における対内直接投資の推移

注：1) 中国は実行ベース、他の各国・地域は認可ベースの数値。

2) 各国通貨ベースで公表されている数字は為替レート（期中平均値）でドル換算。

3) マレーシアは製造業向けの投資のみ。

出所：ジェトロ『ジェトロ白書・投資編』

1989 年以降の、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、ベトナムにおける対内直接投資額の推移は次図のとおりである。中国がほぼ一貫して高い伸びを示している他は、いずれもアジア通貨危機の前後で減少に転じている。

(2) アジア諸国における直接投資受入政策・制度の概観

各国における直接投資受入政策・制度は別表のとおりである。その概要を以下に示す。

①投資促進機関

各国とも公的な投資促進機関を有しているが、マレーシア、フィリピンでは複数の機関が関与している。また、インドネシアでは地方分権化が推進されており、地方政府に大きな権限が与えられている。

②外資に対する規制

各国とも何らかの形で外資参入に対する禁止業種を設けている。外資出資比率については、制限付きで 100% 出資を認める国（インドネシア、タイ、フィリピン）と、外資の一定以上の出資比率を定める国（中国、ベトナム）がある。タイ、マレーシアでは業種によって出資比率の制限を行っている。外資による土地所有権はいずれの国においても何らかの制限が設けられているか、禁止されている。また、マレーシアでは国産化要求、工業調整法（ICA）による製造ライセンス取得が、フィリピンでは自動車組立て

について外貨獲得義務および現地調達率規制があり、ベトナムにおいても自動車、オートバイ、エレクトロニクス等で段階的な国産化要求が課せられている。タイでは従来、自動車、オートバイ、農業用ディーゼルエンジン、牛乳等につき国産化率を定めていたが、WTO-TRIM に従い、自動車については現在までに撤廃している。

③外資に対する奨励

IMF の勧告により「タックス・ホリデー」制度を禁止したインドネシアを除き、各国とも奨励（優遇）業種を定めている。優遇措置としては、法人税の減免、原材料・資本財の輸入に対する特典等多様なものがある。インドネシアにおいても特定地域における優遇措置が設けられている。

④税制（二国間租税条約）

各国ともに日本を含む多くの国と締結されている。

⑤外国人に対する創業規制、在留許可、現地人の雇用

インドネシア、タイ、マレーシアにおいては業種やカテゴリーに応じて外国人の就業を規定もしくは禁止している。その他の国においては、業種を問わず、外国人は労働許可を取得する必要がある。いずれの国においても、労働を目的とする滞在については在留許可が必要である。インドネシア、タイ、ベトナムでは現地人の雇用が義務付けられている。マレーシアでは、現地人雇用にあたって従業員構成が民族構成比を反映するように要請される。

⑥資金調達

いずれの国でも現地金融機関からの資金調達は可能であるが、インドネシア、マレーシアでは一定の条件が付されている。

⑦為替管理と外貨交換制度

各国とも外国為替取引、配当・利益の送金は基本的に自由であるが、フィリピン、ベトナムでは中央銀行への事前登録もしくは認可が必要である。中国では外国為替管理条例により規定される。

⑧技術・工業および知的財産権

特許権、商標権に対する法令は各国とも有している。マレーシアでは著作権法によりコンピューター・プログラム等も保護の対象とされ、中国では知的財産権による現物出資が可能となった。

(3) アジア諸国における投資上の問題点

わが国の約 150 の貿易関連団体で構成する「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」は、毎年その参加企業にアンケート調査を行って、日本企業が直面している貿易及び投資上の問題点を取りまとめ公表している。2001 年度の調査結果における、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、ベトナムに関する投資上の問題点を項目別に集計すると以下のとおりである。

表 3.3 日本企業が直面する投資上の問題点の集計表 (2001 年)

	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	中国	ベトナム
外資参入規制	6	1	9	3	9	1
国産化要請・現地調達と恩典	1		4	2	4	3
輸出要請		1	2	2	4	2
撤退規制	1	1			4	
部品産業政策上の規制	1	1	1	1	1	3
外資優遇政策の縮小	1	2		2	6	1
外資法運用手続		2			2	2
投資受入機関の問題	1	3				1
自由貿易地域・経済特区での活動規制	7	1	1		6	1
利益回収		1	2		5	2
為替管理	2	4	7	2	10	5
金融	5	3	3	3	7	5
税制	25	14	4	5	17	8
価格規制	3	1				1
雇用	14	6	8	6	14	4
知的財産制度運用	4	8	3	2	6	2
技術移転要求			2		2	5
工業規格、基準安全承認	3	2	2	1	8	1
独占			1			
土地所有制限	1	1	1	1	2	3
環境問題・廃棄物処理問題	1	5	1	2	3	1
諸制度・慣行・非能率な行政手続	4	11	4	3	19	7
法制度の未整備、突然の変更	3	3	2	2	8	4
政府調達	5		6		1	1
その他	16	5	4	8	14	6

注：各国とも上位 2 項目（その他を除く）に陰を付した。

出所：日本機械輸出組合「日本企業が欧州・米州・アジアにおいて直面している貿易・投資上の問題点の特徴」（2001 年 9 月）3 頁より作成。

各国ともに問題点として指摘が多いのは税制（税制規定・手続の不明確、税官吏による恣意的課税、高率な法人税、諸税手続の煩雑・還付遅延等）、雇用（最低賃金の頻繁な改定、労働者過保護の退職・解雇法、労働争議、人材育成の困難さ等）、および諸制度・慣行・非能率な行政手続といった、主に国際的なルール化が進んでいないか、ルール化とは無縁の項目である。外資参入規制や国産化要求、輸出要請といった直接的な国内産業保護措置は、インドネシアやタイでは、IMF コンディショナリティや WTO 協定の実施上、比較的抑制されている。しかし、マレーシアをはじめ他の国では、上記のような参入規制やパフォーマンス要求が依然として存続し、投資自由化の妨げになっている。

途上国が外資参入規制やパフォーマンス要求を行う主な理由は、国内の主要産業保護や裾野産業育成、さらに外貨確保のためであるが、これらはまさに途上国の産業振興政策と密接に関係するため、自由化との兼ね合いに難しさがある。また、法制度上は問題点の改善が図られてはいても、執行面で遅延や恣意的な運用がみられることもあり、制度化・運用の両面において課題になっていると考えられる。

3. 3 我が国の支援状況

(1) JICA

JICA の投資促進・円滑化に係る支援事業としては、以下の3つのタイプがある。

①投資環境（インフラ）の整備

投資促進の方策として、輸出加工区、経済特別区の建設計画、フィージビリティ調査を開発調査によって実施している。具体的な事業としては、「タイ・バンサパン工業団地開発計画」（1995～97年度）がある。

②投資促進政策の策定／実施支援

投資促進に携わる行政機関に対して現状を踏まえた上での投資促進策の策定（開発調査）、投資促進諸施策に関する知識移転（専門家・研修）等の協力を行っている。また、開発調査においては投資提携候補企業の情報を web 上で公開するといったパイロット・プロジェクトを実施した例もある。具体的な事業としては、「スリ・ランカ工業振興・投資促進計画（開発調査）」（1999～2000年度）、「投資促進セミナー（本邦研修）」（国際投資促進担当、実務面の関連機関対象）がある。

③投資に関連する制度・ルール構築／実施支援

投資関連法、規則等のルールの整備に対する協力は主に研修による一般的知識の移転や専門家によるアドバイスにより行っている。具体的な事業としては、「投資環境法整備研修コース（本邦研修）」（投資委員会等で法務政策を担当する行政官または直接投資促進のための法制度整備に携わっている行政官対象）がある。

(2) JBIC

JBIC の投資促進・円滑化に係る支援事業としては、以下の2つのタイプがある。

① 産業への直接支援

JBIC が産業に対して直接的に支援を行うためのスキームとしては投資金融がある。投資金融は、わが国の法人等、外国政府等または出資外国法人が海外において行う事業に直接または間接にあてられる資金（短期資金を除く）を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務を保証し、またはわが国の法人等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務を保証した場合においてその補償債務を補償するものである。具体的な案件としては、日系現地法人によるフェライト磁石製造事業支援のための、インドネシア P. T. Sumimagne Utama 向け融資（2000年度）がある。

② 産業活動を取り巻く環境整備支援

産業活動を取り巻く環境整備支援のための主要なスキームとしては円借款、有償資金協力促進調査業務(SAF)、アンタイトローンがある。円借款は途上国の経済発展のために、産業活動を支えるインフラ整備、コンサルティングサービスに必要な資金の貸し付

けである。また有償資金協力促進調査業務では途上国の法制度整備に関する知的支援を行っている。アントイドローンとは、外国政府等、外国金融機関等もしくは国際通貨基金その他の国際機関が海外で行う事業もしくは当該外国の物資の輸入もしくは技術の受入に必要な長期資金または当該外国の国際収支の均衡もしくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸し付けである。具体的な事業としては、「白雲国際空港建設プロジェクト」（中国、2001年度）がある。

（3） JETRO

JETROの投資促進・円滑化に係る支援事業としては、以下のようなものがある。

① 外国経済制度等についての調査・分析

WTOによる多角的貿易体制を補完するという観点から、将来の日本のFTA交渉の具体化を見据え、FTA研究を行い、広く提言を行っている。代表的な事業として、「日墨FTA共同研究」（メキシコ商工振興省との共同研究、1998年6月～2000年4月）、「日韓FTA共同研究」（アジア経済研究所と韓国対外経済政策研究院の共同研究、1998年12月～2000年5月）、「日智自由貿易協定共同研究」（チリ外務省との共同研究、1999年11月～2001年6月）がある。また、中国、タイ、インドネシア、シンガポール等の経済政策当局や大学、研究機関をカウンターパートとして、会社法、倒産法、競争法の分野での法制度とその運用のあり方についてシンポジウム（「経済法制度シンポジウム」）を開催している。

② その他の投資促進・円滑化支援

わが国中堅中小企業の構造改革対策として、海外投資、海外販路開拓等により国際競争力をつけることを目的に、海外投資環境調査ミッションの派遣、海外アドバイザーの配置や我が国企業にオフィススペースを提供する「ビジネス・サポート・センター」の設置等を行っている。代表的な事業として、「シンガポール・タイ投資環境調査ミッション」（2000年2月）、「フィリピン投資環境調査ミッション」（2001年3月）、「ナイジェリア投資環境調査ミッション」（2002年5月）、「中国投資環境調査ミッション」（2002年5月）等がある。また、「ビジネス・サポート・センター」は現在タイ（2000年7月開設）とシンガポール（2001年10月開設）に設置している。

3. 4 他ドナーの支援状況

（1） UNCTAD

UNCTADでは、途上国において直接投資が技術と企業の発展に果たす役割を重視し、投資政策、実施プログラムの策定・実施能力の向上とともに投資に係る国際協調への理解向上

が必要であるとの認識のもとに、以下のような支援を行っている¹⁸。

- ・直接投資政策の立案・実施およびモニタリングに対する支援。
- ・直接投資政策およびリンクージ・プログラムにおける成功事例の普及。
- ・パフォーマンス要求と、その TRIPS 協定の関係、外資・地場企業間の連携、直接投資が国際収支に与える影響等に関する研究分析。

[BOX 3-1] UNCTAD の投資アドバイザー・サービス

バングラデシュでの支援事例

バングラデシュ投資委員会 (BOI) の要請に基づき、UNCTAD は BOI が設立した投資家のためのワン・ストップ・サービス (OSS) に対する報告書と提言を作成した。これに先立ち、BOI スタッフと投資促進関連部署の代表を対象として、マレーシア産業開発庁 (MIDA)、スリランカ投資委員会、タイ投資委員会、アイルランド並びにスコットランド投資促進機関、さらに民間部門の代表者をリソース・パーソンおよびアドバイザーとして招いてワークショップを開催した。このワークショップを受けて、UNCTAD により OSS のためのアクション・プランが準備され、その一部 (研修活動等) は実施に移されることになっている。

ベトナムでの支援事例

ベトナム首相府対外経済関係研究グループ (GEER) の要請に基づき、UNCTAD では同国の世界経済への統合に向けた長期戦略を開発するための会議を組織し、2000 年 7 月ジュネーブにおいて、カナダの対外援助機関 CIDA と共同でワークショップを開催した。ワークショップでは投資関連規制の開発や直接投資が経済発展に与えるインパクト等について集中して議論が行われ、また、同年 6 月に改正された海外直接投資法に対するコメントも提供された。

(2) 世銀グループ

世銀グループの基本認識は、直接投資、とりわけ民間部門への持続的な投資促進により、貧困削減と生活の向上に資するというものである。

世銀グループの投資自由化・円滑化に係る具体的な支援は、MIGA (Multilateral Investment Guarantee Agency) 及び IFC (International Finance Cooperation) が担っている¹⁹。

MIGA は、主に、キャパシティ・ビルディング (直接投資促進のための戦略開発支援)、投資円滑化 (投資家会議・ミッション等の組成)、情報提供 (インターネットを用いた投資機会、投資環境、ビジネス・パートナーに関する情報提供) の 3 つの支援プログラムを実施している。

IFC は、外国投資アドバイザー・サービスとして、途上国からの要請に基づき、直接投資に係る政策・制度支援 (法制度見直し、FDI に係る行政面での障害の除去、投資誘致政策診断支援等) を実施している。

¹⁸ UNDP, "Report of the Commission on Investment, Technology and Related Financial Issues on Its Sixth Session", January 2002; UNDP, "Report of the United Nations Conference on Trade and Development on Its Tenth Session", September 2000.

¹⁹ IFC, *The IFC Difference: 2001 Annual Report*, October 2001 および MIGA ホームページ (<http://www.ipanet.net/miga/miga.cfm>)

[BOX 3-2] MIGA/IFC の直接投資促進支援

MIGA-タイにおけるキャパシティ・ビルディング

2000年に行った制度ニーズ評価に基づき、タイ投資委員会（BOI）のスタッフ60人を対象としたキャパシティ・ビルディング・ワークショップを実施した。プログラムの焦点はマイクロのビジネス環境と包括的な投資家ターゲットティング・プログラムの開発及び実施に当てられ、タイのターゲット産業を特定するためのリサーチ方法に関する研修プログラムが、MIGAのリソースを用いて行われた。この実務研修を通じて、参加者は海外直接投資の傾向やターゲット企業、産業部門データ等に関する詳細な情報の検索方法を習得した。

IFC-トルコにおける投資アドバイザー・サービス

トルコ政府は2000年以降財政危機に陥り、IFCに対して投資環境改善に関する支援を要求した。これに対してIFCは、同国財務省と共同で数回のアドバイザー・プロジェクトを実施した後、最初の診断調査の提言に従って、2001年初頭に行政手続上の障害に関する詳細な調査を実施した。この調査の結果、トルコ政府は広範にわたる行政手続の合理化を目的とした改革戦略を政令として採択した。同戦略は投資法制、税制及びインセンティブ、会社登録、関税および標準化、知的所有権、産業活動におけるライセンス、雇用等を対象に含んでいる。9つの異なる技術委員会が設置され、IFCの調査に基づくこの改革イニシアティブの評価・実施にあたっている。

(3) USAID

米国政府の対外援助機関であるUSAIDの基本認識は、直接投資受入のために市場開放を行うことが途上国に経済の多様化と技術及びマネジメント・スキルをもたらすのであり、直接投資促進のためには開放的で公正な投資政策と安定的な投資環境、民間部門の開発が不可欠であり、政府の介入はより少ない方がよい、というものである²⁰。

具体的な支援としては、まず、途上国が市場経済志向的な投資環境を整えるための支援を実施する他、民間セクター開発（直接投資および国内投資促進のための法制度及び規制環境の整備支援）や貿易関連キャパシティ・ビルディング（貿易・投資に係る障壁削減支援、WTO関連支援（TRIPS関連法制度改革、研修等））を実施している。

[BOX 3-3] USAID の民間セクター開発支援

エジプトに対する支援事例

1974年の外資導入に向けた「門戸開放政策」宣言以来、エジプトと米国の経済協力においては全ての開発計画の目標に民間部門の成長を含めることになった。1991年以降、米国は直接投資の促進と企業部門の民営化に向けた法制度改革に対して24,500万ドルの資金支援を行い、その結果、2000年間末までに125の企業が民営化され、かつそれらの企業の売上は150億ポンドを上回る成果を上げた。これらを含め、「法律第203条企業（"Law 203" companies）」と呼ばれる民営化企業を輩出するとともに、いくつかの新しい官民ジョイント・ベンチャーの設立や、インフラプロジェクトへの民間企業の参加を促した。国営企業の民営化と民間企業の設立・拡大による経済全体を通じた競争の強化は今後とも継続されることになっている。

²⁰ USAID, "A. I. D. Policy Paper: Trade Development", July 1986 (Last revised in May 2001)

3. 5 支援にあたっての論点及び方向性

(1) 支援にあたっての論点

これまで見てきたように、マルチ・レベルでの包括的な投資ルール形成については WTO を中心に様々な議論が展開され、その進展にはなお困難が予想される一方で、二国間および地域的な投資協定の締結が進んでいる。こうした状況は、前述のように投資政策・制度が、「通商」と「開発」という位相の異なる政策課題の交錯する領域であることと関連しており、ここから投資政策・制度のルール化について、以下のような論点を指摘することができる。

① 政策選択をめぐる対立と自由主義的ルール形成の阻害

現状のような投資政策・制度のルール化を巡る議論の分裂状況を投資法制をめぐる政策的な利害対立状況ととらえると、以下のような政策選択の立場を提示することが可能である²¹。

- ・ 自由至上主義的立場：グローバル市場の万能性を前提し、法規や政策によるなんらの市場介入なくして、「効率」が達成されるとみなす。
- ・ 自由主義的立場：グローバル市場における「市場の失敗」を想定し、これを修正するにあたって、いっぽうで介入主義的な「政府の失敗」をも回避すべく、明確な法規の定立による修正を重視する。
- ・ 介入主義的立場：グローバル市場における「市場の失敗」を是正する各国政府の政策介入を広く肯定する立場。とくに、先進国・発展途上国間の格差拡大を懸念する。

上記の 3 つの政策選択が対立する領域として、様々な投資法制度分野を想定することができるが、その中から、「投資ルール」に着目すると以下のような構図が明らかになる²²。

ここで「投資ルール」とは、投資受入国側の外資政策のあり方を規定する国際的な共通ルールを意味し、投資定義、外資の待遇、パフォーマンス要求と投資優遇措置がそこでの論点となる。

まず、投資の定義については、これを狭義に設定する例と、広義にとる例がある。前者の代表は、外資政策の自由度を確保したい途上国側の意図に沿って、「貿易関連の投資措置」を対象を限定した WTO-TRIM であり、後者には投資を「投資家が直接間接に所有ないし管理するすべての資産」と定義する OECD-MAI 草案がある。WTO-GATS も、対象をサービ

²¹ こうした投資法制についての政策理解に係る詳述として次の論文がある。金子由芳「自由貿易協定時代の投資法制の課題—直接投資促進型の制度インフラへ向けて」平成 13 年度 JICA 客員研究員報告書、2002 年 3 月。

²² 金子、上掲論文、10-19 頁。

ス産業とするものの、その内訳は「公共サービスを除くすべての分野におけるサービス」としている点で広範であり、後者に位置付けられる。投資定義をめぐる対立の背景には、サービス投資ないし金融等の間接投資の自由化を図る米国等の強い主導がある一方で、投資促進のメリットを一義的に製造業中心の直接投資を通じた技術移転に見出す従来型の途上国の姿勢が対峙する構図が見出されると指摘されている。

次に、外資の待遇については、特に内国民待遇が論点となる。内国民待遇は、自由主義的立場から、不当な外資排斥や恣意的な外資利用といった投資受入国側の行動を阻止する政策効果を期待するものであり、他方、介入主義的立場からは、自国産業保護等を根拠に、しばしばこれに抵抗する。したがって、内国民待遇は、これを規定しつつも、各国の漸進的な自由化スケジュールに任せるといって、WTO-GATS にみられる妥協的な規定ぶりが支配的となっている。

パフォーマンス要求（輸出促進や現地調達促進等）と投資優遇措置（優遇税制等、インフラ無償提供等）に関する国際協定の規定ぶりは多様であるが、前者の規制強化を志向しつつも投資優遇措置の享受には肯定的な投資家有利の立場が、最近のFTAの動きなどを通じ有力化しているといえ、両者ともに厳格な規制対象とする自由主義的な立場は少数説化している。他方、途上国側の立場は、両者について政策当局の裁量余地を大きく確保しようとする制度志向が主流である。さらに、わが国の投資家は、アジア諸国に進出後、現地での裁量主義的なパフォーマンス要求の頻出に苛まれたことから、明示的で安定的な投資ルールの策定を強く望む立場をとっている。

② 途上国におけるキャパシティの問題

途上国において、政策・制度が表面上整備されていても、これが恣意的に運用されたり、あるいは実質的に機能していないという事例は多く見られる。一例として、知的財産権保護の問題を取り上げると、次のような問題を指摘することができる。

知的所有権の保護は、貿易・投資の自由化・円滑化を促進するうえで重要な制度構築分野の一つであり、前述の通り、WTO-TRIPS 協定によって、加盟国は知的財産権の権利水準に関する国際的標準と、権利行使の法的手続について遵守すべき水準を設定され、内国民待遇や最恵国待遇の義務を課されるとともに、知的財産権に関する国内法制度を協定整合的に整備する義務を負った。

国内法制度整備の準備期間として、協定の義務の適用に関して途上国には WTO 協定発効後 5 年間、後発開発途上国には 11 年の経過期間が認められているが、アジア各国は経過措置の終了とともに法的措置の整備を終え、その履行が開始された段階にある。しかし、未だ市場では海賊版、模造品等の不正製品の流通による知的財産権侵害が多発しており、知的財産権が十分に保護されているとは言い難い状況にある。すなわち、TRIPS 協定の履行には、法制度の整備に加えて、権利行使（エンフォースメント）の確保に十分な注意が払われる必要がある。

TRIPS 協定の履行にあたっては、政府内で知的財産権全般を担当する担当部局に加えて、

不正商品を取り締まる税関、警察、検察局、裁判所等、関係者が多岐に渡る。また、国内で知的財産権関連法が適切に遵守されるためには、産業界及び一般市民の間で知的財産権に対する理解が深まる必要がある。このため、官民両セクターにおいて知的財産権保護制度を運用する人材の一層の確保、能力向上が不可欠であり、エンフォースメントの強化に向けた継続的な人材育成が必要である。

こうした知的財産権に関する政策・制度の履行に係る問題は、根本的には、途上国内部における、特許制度が本来有する技術革新推進効果に対する意識の不足、また、組織・人材面でのキャパシティの不足に起因していると見ることができよう。すなわち、政策・制度の実施段階における、知識・組織・人材の「開発」が重要な課題となる

③ 労働・環境関連基準の取扱い

直接投資促進のための外資優遇措置が、途上国における労働や環境のレベルを引き下げ、いわゆる労働ダンピングや環境ダンピングを招くことに対する懸念が、一部の先進国を中心に根強くもたれている。これに対して、多くの途上国は、そうした懸念に基づく一定の国際基準の導入に強く反対し、WTOにおいても、「貿易と環境」「貿易と労働」は合意形成が困難な論点となっている。

貿易・投資の自由化が上記のような労働・環境基準の低下に繋がるという見方に対しては、経済学的な立場からの反証も数多く行われているが²³、他方で、途上国における労働基準や環境基準を「開発」政策の観点からどのように維持・向上させるかという問題は残る。貿易・投資の自由化を通じて生産性と所得が向上し、それによって労働条件や環境の質が向上するという先進国の経験則に基づく定式は誤りではないにしても、適切な労働政策、環境政策の存在は不可欠である。

労働基準については、WTO シンガポール閣僚会議、およびドーハ閣僚会議においても確認されたように、ILOにおいて中核となる労働基準の形成が進んでいる。他方、環境基準については、多国間環境協定に基づく貿易制限措置と WTO ルールとの関係等についての交渉開始が合意されたのみであり、貿易・投資政策と環境政策の両立に向けた広範なルール形成に向けた議論がようやく緒についた段階である。

適切な労働・環境基準の設定が、投資自由化・円滑化に向けた政策・制度整備の文脈において重要な課題であることは間違いない。しかし、これへの取組みは、まずもって個々の途上国における「開発」上の観点からなされるべきであり、その上で、上記のような枠組みにおけるルール形成が進められるべきであろう。

(2) 支援の方向性

²³ OECD も、貿易・投資の自由化が直ちに途上国の労働・環境条件の悪化をもたらすという見方には多くの反証を挙げており、むしろ低労働基準は直接投資の妨げになること、貿易・投資の自由化は途上国の環境基準を高める可能性が高いことを指摘している。OECD (河合伸・訳)『市場自由化の重要性』中央経済社、1999年。

第一に、自由至上主義的立場と介入主義的立場、さらに自由主義的立場という三つの政策選択をめぐる関係国間の対立構図から捉えると、わが国の取るべき立場は、自由主義的立場に基づき、投資自由化に伴う弊害を回避するようなルール・規則作りを進めることであると考えられる。

わが国の当地域に対する投資自由化・円滑化に向けたこれまでの取り組みをみても、わが国産業の当地域に対する円滑な投資促進と現地産業や法制度の整備・育成という、いわば「通商」と「開発」の両方の観点からそれらがなされてきたとすることができる。今後は、上記の基本的立場をふまえて、さらにその姿勢を明確にすることが求められる。

第二に、このような「通商」と「開発」の双方の観点からバランスよく支援を進めるとい立場からは、投資ルール形成における意見の違いを調和し、互いの理解を深めながら望ましい投資環境を作り上げるための支援を行うことが肝要になる。この観点から、まず、国ベース、産業界ベースでの種々のフォーラムを通じて、制度整備の必要性に対する理解促進、政策選択に関する事例等の情報提供、コンセンサスの醸成等を図ることが有効である。さらに、途上国におけるキャパシティの向上が重要な課題となる。すなわち、WTO 等国際協定の理解向上やその履行に係る知識移転など、立法・司法分野も含めた現地政府行政官に対する投資分野キャパシティ・ビルディングを実施することが求められる。その場合、WTO（Global Trust Fund、貿易投資委員会）、他国際機関（UNCTAD、OECD）等との協調、あるいは地域、バイ・レベルでの協力等様々な形で行うことが可能である。

第三に、途上国にとって新しい投資ルールが自国産業に与えるインパクトは強く、これへの適切な対処、中長期的な戦略づくりを支援することが重要である（たとえば、外資参入規制の撤廃による産業構造・雇用へのインパクト、環境基準の設定によるコストとベネフィット等）。そこで、当該国における政策・制度設計や制度が及ぼす影響等を共同研究等によって分析し、国際的動向を踏まえながら途上国の状況にあった政策選択と法制度整備の漸進的プロセスを示すことも有効であろう。

第四に、投資関連制度の具体的な整備・運用にあたっては、制度整備に加え、既存の法制度の相互の整合性確認、透明性向上などの改善も有用であろう。さらに、新たなルールが適用された後の新規法整備、及び運用状況を踏まえた制度見直しも重要である。そのため、新規法整備が一段落した後も、運用状況を踏まえながら制度の見直し、修正を行うといった「法整備ロング・サイクル²⁴」の支援も有効と考えられる。それは、開発独裁政策のもとで乱発される行政令や、国際機関のコンディショナリティなどによって制度改革を繰り返してきた結果、法体系が混乱し、その場限りの問題解決が横行してきたアジア諸国に対して、明確なルールの提示とその司法適用を可能にする制度的枠組みを作り上げる試みである。この点は、アジア地域を中心に直接投資を展開してきたわが国の製造業が、税制や雇用関連法といった現地国内法制の透明性の欠如や恣意的な運用について問題点を指摘し、その改善を望んでいることとも利害を同じくするものである。

²⁴ 金子、前掲論文、65-66頁。

第4章 競争

4. 1 競争法・政策をめぐる状況

(1) 競争法・政策の概要

各国の競争法の規定をみると、法の目的については各国間で必ずしも統一的な見解があるわけではないが、大別すると経済的アプローチと非経済的アプローチの二つがあることがわかる²⁵。前者は競争法・政策の目的を経済効率の極大化のみとし、公平性や平等といった社会政治的な基準は含まない。他方、後者は競争法・政策の目的は経済的な価値だけでなく、文化、歴史、制度等を反映した複数の価値に基づくべきであるとする。日本の独占禁止法では「公正且つ自由な競争を促進」することが目標であると規定（第1条）されており、前者のタイプと言えよう²⁶。いずれにせよ、競争法・政策は市場における競争を促進することで経済効率を高めるといった目的があることは明らかであり、その意味で競争関連制度の整備は産業競争力強化のための基礎作りと言える。

競争法の規制分野についても各国でかなり見解が分かれるが、現在先進国で主要規制分野として概ね共通認識されているのは、以下の3つの分野である。

① 制限的取引

企業間で競争を制限するような取り決めを行うもので、競争関係にある事業者間の水平的取り決めと、原材料供給業者・製造業者・販売業者といった垂直的關係にある事業者間の垂直的取り決めの2通りがある。前者には価格協定、数量制限協定、市場分割協定、入札談合などがあり、後者には再販売価格協定、地域制限、顧客制限、排他条件的取引等がある。

② 独占または支配的地位の濫用

ある市場において独占的あるいは支配的地位を有する事業者が反競争的行為を行うもので、差別的価格設定、排他条件付取引、取引強制、取引拒絶等がある。

③ 集中・合併

事業者同士が合併したり、ある部門同士を統合したりする行為で、一定規模を上回る市場シェアを得て、競争を減殺する場合を制限対象とする。

この他に、競争法の法体系とは別だが、競争政策の一環をなすものとして主要先進国では

²⁵ World Bank/OECD, A Framework for the Design and Implementation of Competition Law and Policy, 1998, p. 2.

²⁶ 今村成和『独占禁止法入門（第4版）』（有斐閣、1993年）。一方、第1条後段の「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」が独禁法の究極目標であるとする説も有力である。（伊従寛「第1章：独占禁止法とは何か」、伊従寛・矢部丈太郎編『独占禁止法の理論と実務』（青林書院、2000年））。このような独禁法の目的に関する議論は、日本の戦後の産業政策と競争政策のかかわりとも関係があると思われる。日本の独禁法の変遷については、来生新「第2章：日本の競争政策の歴史的概観(1)」および「第3章：日本の競争政策の歴史的概観(2)」後藤晃・鈴木興太郎編『日本の産業政策』（東京大学出版、1999年）を参照のこと。

別の法律により規制されている行為に不正競争行為がある²⁷。これは、例えば商標権の侵害や他事業者に対する誹謗・中傷など、事業者間の公正な競争を阻害する行為であり、競争を制限したり、減少・消滅させたりする行為ではない点で競争法の規制対象行為とは異なるものの、いずれも競争環境を確保するという点では相互補完的であり²⁸、競争政策の対象として考えるべきであろう²⁹。実際、アジア諸国では不正競争行為が競争法の規制対象となっている場合も少なくなく、APECによる競争法研究³⁰や、世銀・OECD³¹やUNCTAD³²の競争法モデルでは不正競争規制が競争法の一部として容認されている。また、中国のように競争法は制定していないが不正競争防止法は有しているという国も多く、そのような国では不正競争行為の規制が競争政策の主たる部分をなしている。

従来、競争法・政策は国内企業と国内市場を専らターゲットとしてきた。米国は1945年のアルコア事件控訴審判決以降反トラスト法の管轄権に関して効果主義を採用しており、1950～60年代には反トラスト法の域外適用を積極的に実施したが、米国司法省が当時事件として取り上げたのは主に国際カルテルなどにより外国事業者が米国市場に効果を及ぼす反競争的行為を行った場合であり、米国内の競争促進を目的としていた³³。また、当時は米国以外の国では競争法の整備が遅れていたため、今日であれば企業が属する国が規制すべき反競争的行為を米国が代わりに規制するという側面も強かった。事実、1970年代に入って先進各国が競争法を整備し、その執行体制が整うにつれて、米国は域外適用について抑制的な対応をとるようになった³⁴。このように、1980年代半ばまでは、競争法・政策はあくまでも国内市場の競争促進を目的としたものだった。

(2) 競争法・政策の国際的動向

① 競争法・政策を取り巻く環境の変化

1980年代になり貿易や投資の自由化の進展に伴って各国経済の相互依存関係が強まると、企業の海外事業活動が拡大し、海外における自国企業の活動に対等な競争機会を付与するという競争法の国際的側面が注目されるようになった。例えば米国では、貿易相手国における市場アクセスの改善が十分に進展していないとの観点から、1980年代末頃から再び反トラスト法の域外適用の議論が高まった。さらに1990年代になってから、グローバリゼー

²⁷ 日本の場合は不正競争防止法により規制されている。

²⁸ 日本の独禁法と不正競争防止法の相互補完関係については、根岸哲「第5章：独占禁止法と不正競争防止法」金子晃・根岸哲・佐藤徳太郎監修、フェアネス研究会編『企業とフェアネス—構成と競争の原理』（信山社、2000年）を参照。

²⁹ また、商標権の保護や虚偽の広告・表示の規制等も、企業がブランド確立を通じて競争力を高めることにつながり、競争政策の一環と考えてよいだろう。

³⁰ APEC. Study on Competition Laws for Developing Countries. 1999

³¹ 脚注25参照。p.147。但し、消費者保護法にて規制してもよいとの記述がある。

³² UNCTAD. Model Law on Competition: Draft commentaries to possible elements for articles of a model law or laws. 2000. p.30。但し、別の法体系で規制するのが最近のトレンドであるとの記述がある。

³³ 村上政博「第1章：競争法の国際的調整」岩田一政・深尾光洋編『経済制度の国際的調整』（日本経済新聞社、1995年）

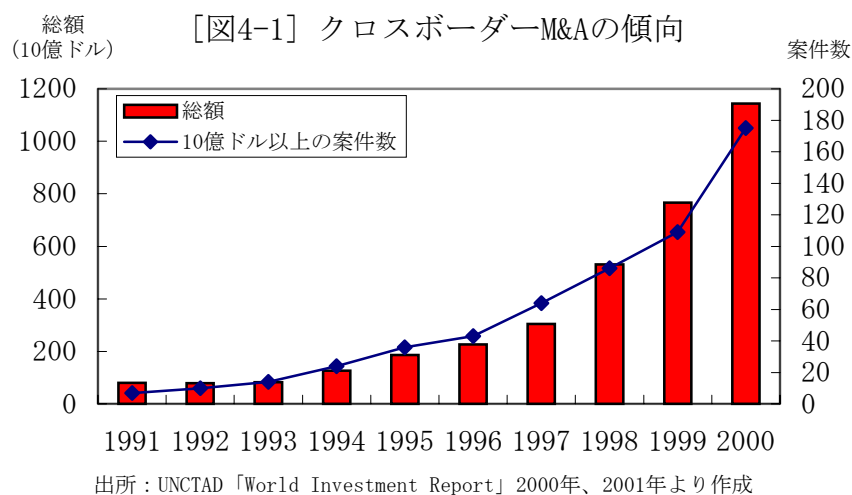
³⁴ 上杉秋則「第8章：国際的な企業活動と独占禁止法」伊従寛・矢部丈太郎編『独占禁止法の理論と実務』（青林書院、2000年）。

ションに伴い企業の国外での経済活動が一層拡大したことで、各国毎に反競争的行為に対応するには限界が生じるケースが発生し、国際協力の必要性が高まってきた。

例えば国際カルテルは、関係する市場が複数国にまたがり、貿易に重大な影響を及ぼすと同時に、多くの国の市場における競争を害する効果を有するが、参加者が複数国にまたがり、違反行為の存在を立証するための海外での証拠収集等の点から一カ国だけでは対処することが困難な場合もある。

また、企業は複数国・地域で有力な事業基盤を獲得するために国際的な M&A や提携を積極的に行うようになったが(図 4-1)、このような国際的 M&A では合併審査が複数国にまたがるために手続きが煩雑であり、また海外での証拠収集の困難さ等から審査結果が国によって異なることもありうる。

以上のような一カ国だけでの反競争的行為への対応の限界は、競争法整備や競争当局の国際間協力の重要性に対する認識が世界的に高まった。



② 制度整備に係る国際的な動向

1980年代に EC 競争法が巨大な EC 市場における事業活動ルールとして確立すると、米国の反トラスト法の発展と相俟って、先進国においては競争法に対する重要性の認識が一段と進んだ。1990年代に入ると主要先進国間では二国間協力協定等により競争法上のルールの調整するだけでなく、複数国間で管轄権を有するような事例において効率的な事件処理を行うために積極礼讓、通報・協議、執行協力といった協力体制を構築するようになった³⁵。最近では複数国の競争当局が共同で一つの事件を審査、処理するという事例も出ている³⁶。

先進諸国で競争法・政策の重要性が十分に認識されるようになると、世銀や IMF でも途上

³⁵ 村上政博「競争法に関する二国間協定と国際的執行体制」『日本国際経済法学会年報第9号：国際共助の諸問題』（法律文化社、2000年）。

³⁶ 例えばマイクロソフト社の事件では、アメリカ司法省は EC 委員会と共同調査を行っている。

国に対して競争法・政策の導入を指導するようになった。世銀は、途上国では政府による市場アクセスの阻害や、国営企業や財閥企業による競争制限的行為、あるいは多国籍企業による反競争的行為の可能性に注目して、競争法制定・改正、競争当局設立のための援助を行っている。また、1998年にはOECDと共同で競争法・政策のフレームワークに関するペーパー³⁷を作成している。IMFも、国家支援による独占・カルテルやクローニー・キャピタリズムを排除するために、コンディショナリティの一つとして競争法・政策の導入を積極的に求めている。こうした動きは、特にアジア危機において競争環境の欠如が非効率な市場を形成し、危機を深刻化させたという認識のもとに、アジア危機の後で勢いを増している。

WTOの前身であるガットの規律の対象は締約国政府による通商制限であったため、WTO協定においては私的競争制限を直接的に取り扱った規定はない³⁸。しかし、貿易自由化の一段の進展とともに、民間企業による反競争的行為が貿易自由化の利益に反して阻害効果をもつことが認識され、WTOとしても反競争的行為に対する取組みの必要性が議論されるようになった。1997年には「貿易と競争政策に関する作業部会」が設置され、内国民待遇、透明性確保、最恵国待遇というWTOの基本原則の競争政策分野への適用や、国際協力のモダリティ（態様）、キャパシティ・ビルディングのための技術支援等について議論しているが、未だ競争分野における多国間の枠組み作りに着手するといった段階には至っていない。

（3） 途上国へのインプリケーション

以上のような競争法・政策を巡る国際的な動向の中で、途上国においても競争法・政策導入の必要性は高まっている。

途上国における競争法・政策導入の意義としては、(a)競争環境促進や不正競争行為の排除を通じて国内市場の効率化を図るとともに、(b)商標権の保護や虚偽表示の排除等を通じて国内企業のブランド確立を促進することで、産業競争力を強化するということが考えられる。ところが、途上国の中には自国産業育成のための保護政策を優先し、不正競争に対する規制は行っても競争法・政策は導入していない国もあり、一方で競争法・政策を導入していても執行できないといった国もある。

しかし、グローバル経済における国際的な反競争的行為による被害は、競争法を持たない、あるいは持っても十分な執行力を持たない途上国においてもっとも深刻な形で現れる場合が多い。多国籍企業は専らそういった国でカルテル等の反競争的行為を行う傾向にあるからである。従って、グローバル経済においては、国内産業育成という観点からも積極的に競争原理を導入することが有効であるとの考え方が途上国でも広がりつつある。東南アジアの場合では、アジア経済危機に対する反省から市場機能重視ということが各国で共

³⁷ 前掲、World Bank/OECD, 1998.

³⁸ 現行の規定でも、外国政府が競争政策を差別的に執行しているために外国市場で自国産品の販売が阻害されているケースには対応可能である。長岡貞男「第11章：グローバルイゼーションと競争政策」後藤晃・鈴木興太郎編『日本の競争政策』（東京大学出版、1999年）。

通の理解になりつつある。

以上の点から、今後新たな国際環境の中で途上国が多国籍企業等の反競争的行為に対処し、自国の産業を保護的手段に頼らずに保護、育成するためには、国内の競争関連制度の整備とともに、競争当局による国際間協力の必要性が高まっているといえる。

4. 2 アジア諸国の状況・課題

(1) 競争関連諸制度の整備状況と課題

アジアにおける競争法導入の第1の波は1960年代末から70年代に生じたが、これは途上国において多国籍企業や自国の財閥企業に対する規制強化が謳われた時期であり、競争法は競争促進という目的よりもむしろ、価格統制などの政府の市場介入によって多国籍企業や財閥企業が不当利得を得る等の弊害を競争法的手段によって規制しようというものであった。

その後1980年代の高度成長期を経て、1990年代に入って経済のグローバリゼーションが進展する中、UNCTADや世銀、OECDといった国際機関が途上国に対して競争法制の導入を積極的に働きかけたこともあり、ASEAN諸国においては競争法制の必要性に対する認識が高まっていった。そして1997年のアジア危機を契機として、1999年にはタイとインドネシアで包括的な競争法が制定されるに至ったのである。この背景としては、アジア危機国では支配的地位にある国営企業や財閥企業の存在により競争環境が十分に整備されておらず、このことが危機の原因の一つとなったとの認識が国際機関を中心にあり、近代的な競争法の導入が危機克服の有効な手段の一つとして考えられたからであった。

[BOX 4-1] タイの競争法

タイで1979年に成立した「価格統制及び独占禁止法 (Price Fixing and Anti-monopoly Act)」は同国最初の競争法的存在であったが、規制の内容は価格統制と独占禁止の二つの部分に分かれ、価格統制を実施する一方で、支配的企業はその価格統制を通じて不当な利益を得ることを防止しようというものであった。しかし、価格統制による弊害を競争法的規制で抑制しようというのは一種の自己矛盾であり、同法が運用された20年間で、カルテル行為に対して禁止令が出されたのはわずか数件であった。

1980年代後半からの急速な経済成長と規制緩和の流れの中で、価格統制を中心とした規制が限界に達し、1990年代に入ると市場型競争法の制定作業が開始された。その後1997年に経済危機が発生したことで競争法制定作業は加速し、1999年3月に「取引競争法 (Business Competition Law)」が制定された。同法は包括的な競争法であり、制限的取引規制、支配的地位の濫用規制、企業結合規制といった主要な規制項目は網羅されている。執行に当たっては新たに取引競争委員会が設置され、市場支配的地位の基準や規制対象の企業結合の範囲を定める等幅広い裁量権が与えられている。同委員会は産業政策を担当する商務省の下に附置されているため、行政による影響を懸念する声もあり、現在次々と制定が進められている運用細則の一層の充実が求められている。

出所：本城昇「第1章：アジアにおける市場経済化と競争法」小林昌之編『アジア諸国の市場経済化と社会法』、アジア経済研究所、2000年

[BOX 4-2] インドネシアの競争法

インドネシアでは1999年以前にも競争促進を目的とした様々な法規定が存在したが、実際には十分に運用されておらず、頻繁な政府介入は市場の歪みを生み、不公正な競争行為が横行していた。このため、1997年のアジア危機においてIMFはコンディショナリティの一つとして競争法の制定を求め、その結果1999年に「独占禁止および公正競争法(Law Concerning Prohibition of Monopolistic Practice and Unfair Business Competition)」が制定された。

同法は包括的な競争法として主要な規制内容を網羅しているが、立法過程において、理想論に立つ国会と財界利益を代表する政府・商工省との激しい対立が行われた結果、かなり特殊な様相を呈している。第一に、先進国ではコア・カルテルは事実行為により即違法であるが、同法では価格カルテルとボイコット以外は濫用規制となっている。逆にコア・カルテルではない垂直的制限取引は、先進国では濫用規制となっているが、同法では行為規制となっている。第二に、同法は大陸法の影響を強く受け、理想主義的で非常に厳格な規定を有する一方で、適用除外の範囲が広く、また当局の裁量の余地が非常に大きくなっている。このため、運用細則の充実によって、同法の裁量的運用の可能性を排除することが期待されている。

出所：金子、前掲論文、2002年

これらは東南アジアにおける最初の本格的な競争法の導入として、周辺の諸国に少なからず影響を与えており、これ以降他の東南アジア諸国でも包括的競争法の導入を検討する国が増えている(表4-1)。中国とヴィエトナムではWTO加盟交渉を背景として、競争法制導入が本格的に検討されているし、マレーシアはアジア危機を契機として国家規制重視型の経済政策をとっていたが、現在は作業委員会で競争法草案の見直しを行っている³⁹。フィリピンでも競争法を制定すべきとの議論が高まりつつあり、先進国や国際機関の援助を受けて、現在の競争関連規定の見直しを含めた競争法の研究を始めている。

アジアでは規制内容や規制方法で先進諸国とは異なる規定が見受けられる場合が多い。インドネシアでは、先進国では事実行為によって即違反となるコア・カルテル行為が、価格カルテルとボイコット以外濫用規制となっているなど、違法要件で一部異なっているものがある。フィリピンでは、1991年に制定された価格法において、必需品に限定してカルテル行為を違法と規定しているものの、これは価格統制システムを有効なものとするために競争法的手法を導入したとの見方がある。また、中国の「反不正当竞争防止法」においては、一部の行政機関が営利活動にも従事しているという市場経済型社会主義国としての同国の特殊事情から、行政機関が自己の権益を守るために民間企業に対して行政権を行使して競争制限行為を行うことを排除するために、行政権による独占の禁止に関する規定がある。この行政権力の濫用の概念は、同国で現在検討されている包括的競争法の草案においても引き継がれている。

³⁹ http://www.apec-iap.org/document/MAS_2001_IAP.htm

表 4.1 アジアにおける競争法の制定状況

	競争関連法	規制内容				競争当局
		制限的取引	独占又は市場支配的地位の濫用	集中・合併	不正（不公正）競争（注1）	
タイ	取引競争法(1999)	○	○	○	(○)	取引競争委員会
インドネシア	独占及び不公正競争禁止法(1999)	○	○	○	(○)	事業競争監視委員会
マレーシア	通信マルチメディア法(1998) <取引慣行(公正競争)法(草案)(1996)>	△ (通信マルチメディア分野のみ) <○>	△ (通信マルチメディア分野のみ) <○>	<○>	(○) <○>	通信マルチメディア委員会 <公正競争委員会>
フィリピン	独占及び結合に関する法律(1925) (注2) 価格法(1991)	○	○	○	△ (必需品限定で価格操作行為を禁止)	司法省
中国	反不当競争防止法(1993) 価格法(1998) <独占禁止法(草案)(2000)>	<○>	<○>	<○>	○	国家工商行政管理局 国家発展計画委員会他 <独占禁止主管機関を別途設立>
ヴェトナム	<競争法(草案)(2001)>	<○>	<○>	<○>	<○>	

(注) 1. (○)は消費者保護法にて別途規定

2. 1957年に実体規定部分は刑法第186条に移され、手続規定のみが残存

[BOX 4-3] マレーシアの競争法

マレーシアでは 1992 年に競争政策に関する報告書が提出され、それに基づき「取引慣行法草案 (Draft of Trade Practices Bill)」の起草作業が開始されたが、今日に至るまで包括的な競争法の制定には至っていない。なお、1997 年の経済危機においてマレーシアは、タイやインドネシアとは異なり、IMF 等の自由化と規制緩和を軸とする経済構造改革を拒否し、独自の国家規制重視型の経済政策を強化した。

1999 年に制定された「消費者保護法 (Consumer Protection Act)」には虚偽表示や不正取引に関する規制が存在するが、その目的はあくまでも消費者保護であり、事業者間の競争を促進することを主眼とする競争法とは異なる。また、1965 年会社法 (Companies Act) 第 179 条にはテイクオーバーおよび合併に関する規制がおかれているが、これはあくまでも一般投資家の利益保護の観点から情報開示を中心に規定しており、競争促進の観点とはかけ離れている。現在マレーシアで唯一競争促進的な規定を有しているのは、1998 年に制定された「通信マルチメディア法 (Communications and Multimedia Act)」である。同法は通信マルチメディア産業の育成を目的として通信情報規制を一元化したものであるが、これまでの規制法とは異なり、透明性、明確性、競争促進と規制緩和を積極的に取り入れており、実質的な競争制限の禁止と支配的地位の濫用禁止が規定されている。さらに、同法に基づいて設立された通信マルチメディア委員会は、違反行為の判定権限に加え、ガイドラインの設定権限、違反行為の差止め権限など幅広い裁量権を有している。従って、マレーシアでは通信マルチメディア分野に限定して競争法的規制が導入されていると言える。

出所：ASEAN 競争法プロジェクト『ASEAN 諸国の競争法・政策：「競争法の円滑な導入のための具体的手法に関する研究」調査報告書』財団法人公正取引協会、2000 年

[BOX 4-4] 中国の競争法

中国では市場経済化の流れの中で、1993 年に「反不正当竞争防止法」が制定された。しかし、同法は不公正競争の規制に重点をおくもので、競争法上の独占やカルテルの規制に関する規定としては、独占的地位を有する公共事業者による競争阻害行為の禁止と入札談合の禁止があるのみである。また、経済力の集中を防止するための企業結合規制は全く規定されていない。その一方で、先進国の競争法には見られない規制として、行政権の濫用による競争制限の禁止が盛り込まれている。これは、中国では行政機関が支配的企業としての地位も有しており、自己の権益を守るために行政権を行使して競争制限行為を行うという、社会主義的市場経済に独特の実態に基づくものと考えられる。

以上の通り、中国には競争法の主要な規制が存在しないことから、WTO 加盟交渉の過程で制度的基盤整備の一環として競争法の制定がクローズアップされることになり、2000 年に草案が公表された。現在立法化を目指して作業を進めている。

出所：本城、前掲、2000 年

(2) 競争関連諸制度の運用状況と課題

アジア諸国においては、包括的な競争法の導入が徐々に進みつつあるものの、その運用実績は少ない。例えば、フィリピンでは刑法の独占禁止規定が適用された企業はほとんど存在しない⁴⁰。タイでは包括的競争法が施行されてから 3 年以上が経つが、取引競争委員会の決定が出された事件が 2 件、途中で和解が成立したのが 2 件だけである⁴¹。これは、各国の競争当局が先進国と比較して十分な職員数を確保しておらず、また調査・審査といった職員の専門性も必ずしも十分でないという法運用体制面での問題に起因しているものと思われる⁴²。

⁴⁰ 前掲、ASEAN 競争法プロジェクト、2000 年。

⁴¹ http://www.dit.go.th/english/kangkun/image/kang_en.gif

⁴² 前掲、本城、2001 年。

さらに、アジア諸国における競争法制度の運用に関しては、独立した監督機関の不存在が問題としてしばしば指摘される。例えば、フィリピンでは価格法に基づくカルテル規制の権限は商工省の消費者保護担当の部局が有しており、独立した機関が監督する形になっていない。包括的な競争法を有するタイとインドネシアでは形式的には独立した監督当局を有するが、タイの事業競争委員会は産業政策を担当する商務省の下に附置されているし、インドネシアの事業競争監視委員会は大統領の任命解任権に服して大統領に対して責任を負う合議組織であるため、一部には行政からの影響の可能性を指摘する向きもある。

また、運用基準たるガイドラインが整備されていないことは、競争当局による適切な法運用を困難にしている。競争当局の独立性と明確な運用基準は、競争当局が特定の産業の育成や特定の利害に偏った法執行を行わざるを得ないような事態を排除するためにも極めて重要な点である。

[BOX 4-5] フィリピンの競争法

フィリピンでは 1925 年に、米国シャーマン法をモデルとした「独占および結合に関する法律」が制定され、アジアで最初に競争関連の成文法を持つ国となった。同法においては競争制限的な取引、独占、結合の規制が規定しており、その後 1930 年に実体規定部分は刑法典第 186 条の「独占および取引を制限する結合」規定に移されて今日に至っている。この規定は非常に包括的であり、司法省の 1962 年の見解ではシャーマン法に基づく米国裁判所の決定を参考としうとしているため、それ自体独自の競争法としての役割を果たしうるものであるが、現在までこの規定が適用されたことはほとんどない。これは、同規定が一般の経済法と異なり、刑法典中の犯罪として構成されているため立証に厳しい要件が課せられること、独立した監督機関を有していないことが原因とされる⁴³。また、フィリピンでは米国からの独立後ナショナリズムの影響から国家統制型の経済発展を志向したことも背景にあると思われる。

しかし、1990 年代に入りグローバリゼーションの動きが本格化する中、フィリピンでも国営企業の民営化を中心とした緩和政策が打ち出されるとともに、競争政策の萌芽ともいえるべき動きが出ている。その一つとして、1991 年に制定された「価格法 (Price Act)」が挙げられる。同法は価格統制法として競争法とは対極に位置する法律でありながら、その第 5 条に違法な価格操作行為として、必需品に限定してだが売り惜しみ、暴利行為およびカルテルを違法行為として規定しており、商工省国内取引・消費者保護局がカルテル規制の権限を有している。また、1990 年代以降多くの競争法案が議会に提出されており、競争法制定の必要性に対する認識は確実に高まっているといえる。

出所：ASEAN 競争法プロジェクト、前掲、2000 年

[BOX 4-6] ヴィエトナムの競争法

ヴィエトナムでは 1986 年のドイモイ政策開始以来、市場経済化が推し進められてきたが、1990 年代に入って国有企業改革や私企業の容認、政府規制緩和など経済システムの抜本的改革へと進むにつれて、市場が経済活動の中心となり、その濫用の事例が目立つようになってきた。このため、市場における公正の確保が重要な課題となり、1990 年代後半から競争法制定の必要性が強調されるようになった。

現在ヴィエトナムには 1989 年制定の刑法典で虚偽広告が犯罪として規定されている程度で、競争秩序違反を取り締まる法律は存在しない。これは、社会主義体制のもとで「競争」という概念がマイナスのイメージで捉えられていたからであるが、上述のような背景から 1999 年の立法計画に競争法制定が加えられ、その後 UNDP 等の援助で制定作業が進められている。2001 年 3 月時点での第 1 次草案ドラフトを見ると、主要な競争関連規定を含む包括的な法律案となっている。但し、監督機関については 3 つのモデルが提示されているなど未定の部分も多く、今後さらに議論を詰めていく必要がある。

出所：ASEAN 競争法プロジェクト、前掲、2000 年

⁴³ Abad, Anthony, R.A. (2000). Recommendation for Philippine Anti-Trust Policy and Regulation, PASCAN.

4. 3 我が国の支援状況

これまで我が国では、途上国における経済の健全な発展のため、自由で公正な市場を構築するための制度・政策の整備を進めていく必要があるとの認識から、JICA と公正取引委員会が協力して競争法・政策分野での援助を行ってきている。

援助内容は競争当局向けの研修（国別もしくは地域）および専門家派遣による理解促進やキャパシティ・ビルディング、及び競争法関連の法整備支援や競争政策策定支援といった制度整備に係る専門家派遣といった援助を行っている。（専門家派遣のこれまでの実績はタイ、インドネシア、マレーシア）。

[BOX 4-7] PFP 競争政策セミナー

日本の発案により、1995年のAPEC会合にてメンバーエコノミーの経済・技術協力を促すものとして合意された技術移転プログラム PFP (Partners for Progress) の一環として実施された。JICA とタイ商業省共同で、1996年から2000年まで毎年1回バンコクにて開催された。2000年度の参加国はAPEC加盟国の内、カナダを除く20カ国。

各国の競争政策のレビュー、経済開発における競争法・政策の役割、政策実施にかかる経済的・法律的側面といった内容のレクチャーに加え、グループに分かれてカルテル、独占、合併等の知識を深めた。参加各国からの評価は非常に高く、PFPプログラムの後継プロジェクトとして競争政策に関する新たな研修プログラムが立ち上げられている。

4. 4 他ドナーの支援状況

途上国の競争法・政策の現状に関して、国際機関／ドナーがどのように認識をし、今後の競争関連制度整備のための方向性についてどのように考えているかについて分析した結果をまとめたものが表4.2である。さらに、アジア地域における主要ドナーの過去の支援例をまとめたものが、表4.3である。

これらの表から以下のような点が指摘できる。

- ① 各機関とも途上国の競争法・政策は不在もしくは不十分であり、競争による効率性あるいは公平性の達成がなされていないと考えており、経済発展のためには競争法・政策を整備し、経済の競争的環境を促進することが重要だと認識している。
- ② WTO、UNCTAD、APEC といった通商関連の国際機関が経済のグローバル化に伴う競争政策の多国間枠組みの必要性を主張しているのに対して、世銀やADBといった開発金融機関の焦点は引き続き各途上国における競争法・政策の導入・整備による競争環境促進といった従来型の支援にあると思われる。実際に開発金融機関の支援は、(i) 近代的競争法の導入もしくは強化、(ii) 競争当局のキャパシティ・ビルディングの2点に大きく絞られている。他方、APEC では競争法の研究⁴⁴を行ったり、日本と協力して域内の競争当局を対象に競争政策に関する研修活動を行ったりするなど、競争法・政策

⁴⁴ 前掲 APEC、1999。

に関する地域全体の理解向上を図ることによって、将来的な国際的枠組み構築への取組みを行っている。また、WTO も技術支援も含めたキャパシティ・ビルディングの提供を示唆⁴⁵しており、今後国際的枠組みへの取組みを強めていくものと思われる。

- ③ また、被援助国における競争法・政策の整備段階に応じてドナーの援助内容も変化している。タイやインドネシアのように包括的な競争法を導入したばかりの国には、施行のための細則やガイドライン作成支援や、競争当局のキャパシティ・ビルディングが中心となっており、近代的競争法がまだ導入されていないフィリピンでは、法制定支援が行われている。マレーシアでも、競争法の草案作成作業に際して、専門家派遣など地道な協力が続けられている。

⁴⁵ WTO Working Paper, WT/WGTCP/W/168, 2001.

表 4.2 途上国の競争法・政策整備に関する国際機関／ドナーの認識

	現状認識	競争法・政策整備の目標	手段
世銀	以下の要因が国内市場の競争を阻害 (1) 政府による参入・退出規制 －企業設立の制限 －新規事業立上げ時の手続過多 －レイオフ制限等による過大な退出コスト (2) 民間障壁、自然障壁 －独占、カルテル、垂直的取引制限 －自然独占	(1) 競争環境促進 (2) 反競争的行為の排除	(1) 競争法制定・改正 (2) 競争当局設立 (3) 規制緩和 (4) 国内市場開放
IMF	政府、金融機関、企業三者間の結託等による競争環境の欠如が市場原理を阻害し、非効率な市場を形成	(1) 国家支援による独占・カルテル排除 (2) クローニーキャピタリズム排除 (3) 競争環境促進	(1) 国有企業民営化 (2) 競争法制定・強化 (3) 競争入札の導入
WTO	(1) 反競争的行為の多発により、自国の貿易および経済発展のみでなく、多国間貿易システムも阻害 (2) 競争法・政策の不在は、貿易・投資の自由化や規制改革といった改革の効力を阻害 (3) 独占は、新興市場の重要要素（参入、イノベーション、ダイナミズム）を阻害	(1) 反競争的行為の排除 (2) 改革の果実の固定化 (3) 市場の活性化	(1) 競争政策の強化 (2) 競争法の導入・改善 (3) 競争政策の多国間枠組
UNCTAD	途上国の世界経済への参加の成否は、テクノロジー、人的・経済的資源、輸出市場へのアクセスを確保する能力、すなわち支配的地位にある企業による反競争的慣行や地位の濫用に対抗する能力があるかどうかにかかっており、国レベルだけでなく、多国間の競争政策に関する枠組みが必要	反競争的慣行および支配的地位の濫用の排除	(1) 競争政策の多国間枠組 (2) 競争法・政策関連の能力開発 (3) 知的財産権の確立
APEC	競争政策は貿易、投資といった政策の遂行にとって極めて重要であり、特に急速に進展するグローバル経済において、競争、貿易、投資の各政策の整合性がとられていないことがメンバー国の経済発展を阻害	経済の競争的環境の促進	(1) 競争法の整備 (2) 規制緩和 (3) 民営化
ADB	(1) 反競争的慣行が構造変化を阻害し、大企業への集中度が高い産業構造を創出 (2) 競争の制約は、限られた選択肢、不十分な革新、非効率等を通じて高コスト発生	産業の効率性および競争力の向上	(1) 規制緩和・自由化 (2) 企業構造改革 (3) 国有企業民営化 (4) 商環境の改善
USAID	不適切な競争法や地域独占等により、国際貿易への参加が公平になされておらず、消費者の利益を阻害	市場が競争的に機能するための法的・制度的枠組みの確立	(1) 競争政策の策定 (2) 近代的競争法の導入 (3) 当局の能力強化

出所：Timothy Lane, Atish Ghosh, Javier Hamann, Steven Phillips, Marianne Schlze-Ghattas and Tsidi Tsikata, *IMF-Supported Programs in Indonesia, Korea, and Thailand: A Preliminary Assessment*, 1999.; APEC (1995)、UNCTAD, *The Role of Competition Policy for Development in Globalizing World Markets: Papers presented at the pre-UNCTAD X Seminar*, 1999.; USAID, *United States Government Initiatives To Build Trade Related Capacity in Developing and Transition Countries*, 2001.; World Bank, *World Development Report 2002: Building Institutions for Markets*, Oxford University Press, 2001.; WTO, *Report of the Working Group on the Interaction between Trade and Competition Policy to the General Council*, 2000.

表 4.3 アジア 5 カ国における主要ドナーの支援状況

	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	中国
競争法制定 関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争法の施行規則策定支援 (世銀) ● 競争法施行ガイドライン作成支援 (世銀) 	<ul style="list-style-type: none"> ● コンデインシヨナリテイによる競争法制定促進 (IMF、世銀) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争法草案に関するワークショップ開催 (UNCTAD) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 近代的競争法導入のための技術援助 (世銀) ● 包括的競争政策フレームワーク策定支援 (AusAID) 	
競争政策当局の政策遂行能力関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争政策遂行に必要な能力向上プログラム供与 (世銀) ● オペレーション・コミュニケーション支援 (世銀) ● 競争政策遂行のための能力開発プログラム供与 (AusAID+ACCC) ● 競争に関するトレーニング・セミナー実施 (UNCTAD) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策遂行に必要な能力向上プログラム供与 (世銀) ● 競争政策遂行のための能力向上支援 (USAID) ● 競争政策枠組みの簡素化支援 (ADB) ● 産業規制の見直しおよび撤廃のための能力開発支援 (ADB) 		<ul style="list-style-type: none"> ● 競争政策遂行のための能力向上支援 (USAID) ● 発電および電力小売に関する競争政策提言 (ADB) ● エネルギー分野の競争政策見直しに関する提言 (ADB) ● 競争当局設立に向けての技術支援 (USAID) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道改革と競争に関するセミナー実施 (OECD)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産システム開発プロジェクト (GTZ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争入札制度確立に関する技術援助 (世銀) 			

出所：World Bank, *Philippines: Country Assistance Strategy Report, 1998*; 同, *INDONESIA: Country Assistance Strategy – Progress Report, 1999*; 同, *The Country Development Partnership for Competitiveness, 2001*; ASEAN 競争法プロジェクト(2000)、ADB ホームページ

4. 5 支援に当たっての論点及び方向性

(1) 支援に当たっての論点

既に見た通り、アジアの途上国における競争法制度は、現段階では各国毎にその整備状況が異なっているものの、近代的競争法導入の方向性にあることは間違いない。包括的な競争法を施行し、現在は細則作りを進めているタイ、インドネシアに対し、中国、ヴェトナムは包括的競争法の導入を目指して法案を起草中であり、マレーシアも草案の見直しに着手している。フィリピンは競争法の整備についての検討が始まった段階である。他方、競争法による規制内容やアプローチ、競争当局の位置付け、運用体制については各国毎にかなり異なっている。

こういった状況を生み出している原因の一つとしては、競争法・政策の導入が政府の積極的な関与を必要としている点が挙げられる。競争法・政策は多くの途上国で行われている産業政策と密接な関係にあり、また、競争法・政策の導入は既存システムの変更につながる可能性があるため、一部の勢力から十分なサポートが得られない恐れがある。このため、競争法の導入には政府の強力なコミットメントが必要になる。さらに競争法を導入してからも、競争法が特定の勢力により裁量的に運用されることがないように政府は透明性を確保すべきである。

今後の競争法・政策分野における支援を考えるに当たっては以上のような点に留意した上で、各途上国のニーズに応じた支援をおこなうべきである。具体的には、以下の諸点をまず考慮に入れる必要があると思われる。

① 競争法・政策に関する理解

競争政策は市場システムの効率性を確保するための基盤作りであり、競争法制度は市場メカニズムが機能するための前提であるという点については共通認識が得られつつあるが、具体的な競争法・政策の導入は短期的には外国企業に有利に作用し、国内企業にとって不利益になるとの懸念が途上国の一部の人々にはある。こういった懸念は、競争法・政策に関する正しい理解が図れていなかったり、競争法・政策の導入による具体的なメリットが不明確であったりすることに起因していると思われる。

② 競争政策と産業政策の関係

多くの途上国では、産業政策の一環として、政府が結果的に競争制限的政策をとっている例が多い。国内産業を保護するための輸入規制や、多国籍企業を誘致するための独占権の付与などはその良い例であろう。しかし、発展段階によってはある程度競争制限的であっても産業政策による自国産業の育成を優先すべきであるという考え方もあり、競争政策と産業政策の関係については各国によって異なる状況にある。い

ずれにせよ、発展段階に応じた競争政策と、産業政策の両面からの政策を行っていくことが必要である。

③ 各国の文化・社会的背景からの影響

各国における経済制度は、たとえ自然資源の賦存度が似通った国でも歴史的な条件や環境によって異なるのが普通であり、競争法・政策についても同様である。例えば行政行為の濫用規制は中国に特有の規制だが、これは中国が計画経済から市場経済に移行する過程にあり、未だに行政が経済に対して大きな影響力を有しているという社会・経済状況を踏まえることが必要である。従って、競争政策に関する技術支援を考える場合には、理想的で標準化された制度への収斂（調和化アプローチ）は困難であり⁴⁶、各国毎の文化・社会的背景を考えることが重要である。

④ 分野別の競争政策

貿易・投資の自由化と国内の規制緩和が、競争促進に非常に大きな効果があることは間違いない。香港やシンガポールのような小さい国では、自由化と規制緩和により市場に競争環境を創出すれば競争法を導入する必要はないという議論はありうるだろう。しかし、そうした国でも市場自由化が市場競争促進に容易に働かない分野は存在する。例えば政府調達分野や公益産業分野、移行国では社会主義時代の遺産としての旧国家独占企業などであり、香港やシンガポール⁴⁷では分野別の競争関連規制の導入を行っている。特に電力やガス、通信などの公益産業は、先進国でも近年規制緩和を進めているものの、支配的地位にある企業が存在すると自由化の利益が十分に得られない恐れがあり、独占禁止や支配的地位の濫用の禁止といったアプローチが必要となっている。このことは途上国でも同様であると考えられ、国全体として競争法・政策を導入しなくても、こういった分野には個別に競争政策を導入する必要性が生じる可能性はある。マレーシアの通信マルチメディア分野も同様であり、競争政策の導入方法は各国様々である。

(2) 今後の支援の方向性

以上の議論を基に、我が国の競争分野における支援の方向性を考えると、以下の3点が挙げられる。

① 競争法・政策の導入・運用に関する支援

競争法・政策分野においては、制度のあり方に関して各国間で共通認識を得ることを目指すよりも、各国毎に産業政策および開発戦略という文脈の中で競争政策をどの

⁴⁶ 岩田一政「序章：経済制度の国際的調整」岩田一政・深尾光洋編『経済制度の国際的調整』（日本経済新聞社、1995）。

⁴⁷ シンガポールは包括的競争法の導入を検討中である。

ように位置付けるかという点について政策議論、調査研究を行うことが重要である。それらを通じて、例えば不正競争防止法や取引表示法といった、すでに他の多くの国で実施されていてコンセンサスを得やすいと思われる部分から支援を行うというアプローチや、ある特定の分野にだけ戦略的に競争政策を導入するというアプローチなども途上国の選択肢の一部として考えられるだろう。

また、競争当局の独立性確保と明確な運用基準の採用は、競争政策実施に際しての透明性の確保・向上にとって重要であり、この点における支援は非常に有効であると言える。同時に、競争法の運用には調査・審査の点でかなりの人的資源が必要であり、この観点から関係機関に対するキャパシティ・ビルディングも必要である。

② 途上国の段階に応じた支援

各国間で競争法・政策の重要性に対する認識の度合いが異なっており、また各国の産業政策との関係もあって各国毎に競争法・政策の導入状況は大きく異なっている。従って、各途上国の段階及びニーズに応じた支援内容を考える必要がある。例えば、不正競争規制の概念は既に多くの途上国に根付いており、競争法導入に関してコンセンサスを得られていない国であっても、不正競争防止法の整備から競争法の導入へと段階的に移行していくプロセスは比較的理解されやすく、途上国にとっての選択肢の一つとして考えるものと思われる。このような段階的支援としては、以下のような形が考えられる。

1) 競争法未導入国

- i) 競争法・政策に関する唱導活動や法整備能力強化のためのキャパシティ・ビルディング
- ii) 競争法の枠外ではあるが、競争政策と関係があり、比較的コンセンサスを得やすい分野での法整備、政策策定支援（例えば、取引表示や不正競争防止法など）
- iii) 競争法導入検討中の国に対しては、産業政策との関係についての調査研究支援、政策提言実施

2) 競争関連法規導入済だが、包括的競争法体系を持たない国

- i) 競争法と産業政策の関係についての調査研究、政策提言実施
- ii) 既存の競争法において不十分な部分に関する理解促進や法整備のためのキャパシティ・ビルディング
- iii) 競争当局の調査・審査能力の向上を始めとした、運用面の課題克服のためのキャパシティ・ビルディング

3) 包括的競争法導入に関して具体的な取組みを実施中の国

- i) 競争法ならびに施行細則、ガイドラインの策定支援
- ii) 調査・審査能力のキャパシティ・ビルディングを始めとする、競争当局

立ち上げ支援

- iii) 独占禁止協定締結など国際協力のためのキャパシティ・ビルディング
- 4) 包括的競争法導入済みの国
- i) 施行細則やガイドライン策定支援
 - ii) 競争当局の調査・審査能力の向上を始めとした、運用面の課題克服のためのキャパシティ・ビルディング
 - iii) 独占禁止協定締結など国際協調のためのキャパシティ・ビルディング

また、日本の経験を生かしつつ、途上国における競争法の漸進的整備のあり方についての研究を行い、その知識を将来的に途上国に移転するという支援も有効であろう。

③ 国際協力のための支援

国際協力に関しては、各途上国の競争法制度の整備状況や国内でのコンセンサスの醸成状況、さらには各国の社会的、文化的背景まで含めて考えれば、現段階では各国の状況に応じて国際協力を進めていくのが適当と思われ、そのための唱導活動とキャパシティ・ビルディングを行っていくことが重要であろう。

国際協力の内容については、セミナーやワークショップを通じて各国間のコンセンサスを醸成する必要があるだろう。

第5章 まとめ

5. 1 産業競争力強化のための制度整備の重要性

経済のグローバル化が進展する中、産業活動に対する国際的なルール作りが模索されており、各国の産業もこれに合わせて活動していくことが求められつつある。WTOにおいては貿易制度を中心とするルール作りが進められており、また各地域における経済統合も積極的に検討されているところである。これらルール作りは貿易のみならず、投資や競争といった産業活動全般に係わる制度にまで検討範囲を広げており、もはやこれら動向を無視して産業の発展を図っていくことはできなくなっている。かかる状況の下、個々の企業の能力向上と共に、産業活動全般に影響を及ぼす制度整備が重要となっている。従って、今後途上国がグローバル化の中で産業を発展させていく上で、新たに構築されようとしているルール作りに積極的に関与すると共に、ルールに合わせて国内制度を整備し、これを適切に運用することが産業競争力の強化の観点から不可欠である。

5. 2 途上国制度整備における ODA の役割

このような状況の中で、途上国の制度整備に ODA が果たすべき役割は主に次の二つである。

①新たな経済環境における途上国の経済発展を支援する役割

まず一つは、急速なグローバル化の流れに途上国が取り残されることがないように、構築されつつある新たな枠組みへの適合、及びその中での経済発展を支援する役割である。これまで、我が国の途上国への産業振興分野の支援は主に企業内の課題解決、改善・強化（経営資源の向上）を中心としてきた。しかし、今後はこのような個々個別の技術移転だけで産業の競争力を向上することに限界があり、上記のとおり、大きく変わり行く経済環境に途上国の制度を適合させ、その中で産業が競争力を獲得していくことが求められており、それに対する支援が重要になっている。すなわち制度整備に対する支援は、途上国が今後の世界的な環境変化の中で経済発展を行っていく上で非常に重要な役割を果たすことになるといえる。

②世界的・地域的な経済環境の整備・制度の調和を促進する役割

もう一つは産業を取り巻く適切な経済環境を世界的・地域的に整備するため、途上国を含めた関係諸国の調和したルール作りを進展させる役割である。WTO や東アジア諸国で検討されている将来的な経済統合等において目指されているとおり、関係諸国間で適切なルールを整備することによって貿易・投資活動を活性化し、自国産業の競争力を強化することは、今後の経済発展を促していく上で有効な方策である。諸外国との貿易・投資を通して成長してきた我が国の産業にとっても、WTO や周辺地域の経済統合を通じて適切な経済環境を整備していくことが求められている。その一方で、多くの途上国では国内の産業保護・育成への影響を懸念して、新たなルール作りには慎重であり、国際的な制度の調和・ルール作りの進展にブレーキをかける結果となっている。そのため、WTO や APEC 等においても

国際的なルール・メイキングの意義について途上国に啓発すると共に、途上国への配慮をルールに組み込むことやキャパシティ・ビルディング協力を積極的に行うことの重要性が高く認識されている。途上国が新たな枠組みの中で得られる便益を正しく享受し、ルール・メイキングに主体的にかかわるための支援を行うことは途上国の発展のみならず、地域及び世界の調和した経済発展を図っていくための枠組みを維持・発展させるものとして期待されている。特に今後のさらなる経済関係の深化が模索されている東アジア地域への支援は、これまで行われてきた「途上国への援助」という観点だけでなく、「対等な経済的パートナーシップの構築」という観点から日本とアジア諸国が共同して制度構築を行うことが有効であり、制度整備支援も係る観点から積極的に実施していくべきであると認識されている。

5. 3 制度整備支援における基本的考え方

産業競争力強化にかかる制度として、本稿では「取引費用の削減」と「競争的ビジネス環境の整備」を主な目的とする制度を取り上げた。「取引費用の削減」では円滑な産業活動を阻害している不適切な規制や制度、システムに着目し、それを改善することが中心となる。主に貿易円滑化、投資円滑化、競争政策の問題がこれにあたる。「競争的ビジネス環境の整備」では産業の潜在能力を発揮させるため、競争圧力を強化するような制度を実施することが中心となる。競争政策、貿易自由化、投資自由化の問題がこれにあたる。いずれの制度も WTO や FTA においてルール作りが進められており、途上国が対応を求められている重要分野でもあり、支援ニーズも高い。

一般的に「取引費用の削減」を目的とする制度整備に異論を唱える途上国は少なく、これに対する支援は前向きに検討が可能である。一方、「競争的ビジネス環境の整備」を目的として含む制度整備への対応は、国内産業育成を目的として行われている産業政策との関係から各途上国で異なっている。従って、各途上国の発展段階やニーズに応じて個別に支援内容を検討することが求められる。

これら制度の整備支援にあたっては制度構築と制度運用の2つに分けて考える必要がある。制度構築においては国際的な調和を考えながらも、各々の途上国に合った内容の制度とは何かを検討し、適切な制度を導入・改善するという観点から支援を行うことが重要である。制度運用においては導入された制度の実効性を如何に高め、運用・実施するかという観点が必要である。多くの途上国においては制度自体が導入されても、制度の履行面に問題があることが指摘されている。すなわち、制度整備の協力において単に制度を導入するだけでは事実上今ある課題は解決されず、最終的にはそれが正しく機能するように実施・運用するための継続的な支援が必要となる。制度整備の支援を行う際には、この2つの支援を基本に漸進的なプロセスを踏みながら協力を進めることが肝要である。

5. 4 制度整備支援の方向性

(1) 貿易

貿易の振興・拡大を図ることを目的として、国際的な貿易自由化と円滑化への取り組みが行われている。貿易自由化に関しては WTO や FTA の下に関税引き下げ、非関税障壁撤廃が図られている。これに対し、途上国は国内産業の保護・育成のために、急進的な貿易自由化に消極的であることも多い。しかし世界的な貿易自由化の流れに逆らって自国の経済発展を進めることは困難であり、かかる体制に適切に参加し、利益を享受していくことが求められている。

貿易自由化に対する協力は自由貿易体制において策定されたルールの中で如何に自国の産業を強化するかといった戦略作りへの支援と共に、ルールを履行するために、途上国内の制度をうまく適合させるための支援が求められている。そのためには貿易自由化への途上国の対応状況を踏まえながら、貿易自由化の動向、それへの対処といった啓蒙・知識移転、政策立案への協力や、協定履行のための法制度の見直し、行政の協定履行能力向上といったキャパシティ・ビルディング協力を実施していくことが中心となる。

貿易円滑化は取引費用の削減という点から貿易の諸活動を効率化し、産業競争力の強化をもたらすものとして、WTO や APEC 等で国際的なルール作りが議論されている。今後途上国もルール策定に関与し、またルール策定後は実効性のある履行を求められることから本分野の協力の意義は大きい。また、貿易円滑化については国内の産業政策との矛盾も少なく、途上国側も前向きな取り組みが可能であることから、積極的な支援を行い得る分野である。貿易円滑化に関する協力は、その国の状況に応じて段階に分けた協力が必要である。

①貿易円滑化の基本的な理解促進・知識獲得

貿易円滑化を進めるにあたっては、まず各貿易手続当局及び関係者が貿易円滑化の重要性、取り組みのあり方について十分に理解することが重要である。これに対しては円滑化の国際的議論の動向や先進的な経験・方法について知識を移転し、改善への取り組みを支援することが有効である。また、機関間の共同・調和した取り組みを促すために、関係者を集めた作業部会、ワークショップ等を開催し、コンセンサス醸成を支援することも有効である。

②全体的視点からの課題分析

また、円滑化への取り組みにあたっては、貿易に関わる手続を全体的視点から分析し、どこに如何なる問題があるのかを明らかにすることも重要である。これまでの本分野の支援は税関手続、港湾手続、検疫手続といった個別手続毎の協力がほとんどであり、本分野の援助の全体的な効率化を図る上でも、実際にボトルネックになっている箇所を明確にすること、また、手続間の連携・調和といった観点が今後必要であることが指摘されている。従って、具体的な改善を行う前に、手続全体を分析することが重要であると認識されており、このような調査・分析活動に対する協力も有効である。貿易関連の各手続にかかる時間を測定する通関所要時間調査は各手続にかかる時間を測定することで定量的に課題を明らかにし、改善結果を評価する上でベンチマークとしても活用できることから有効な協力

といえる。

③貿易手続円滑化への具体的支援

具体的な取り組みへの支援に対しては効果的な制度導入・改善のためのキャパシティ・ビルディングが中心となる。国際的な動向と調和し、かつ効率的な手続とすべく制度の導入・運用についての知識移転を行うことが中心となる。また、業務の改善を図る上で、手続の電算化・システム構築は円滑化の中心的な支援の一つである。迅速性のみならず、透明性、汚職排除、手続間の連携・調和に効果的である。

(2) 投資

投資は資金、技術、経営ノウハウの移転を通し、産業の競争力を高める側面がある一方、国内産業が外国企業との激しい競争にさらされることになるため、各国は状況に応じて投資優遇措置や投資制限措置をとっている。投資関連制度についても WTO において国際的なルール作りが模索されており、また二国間においても数多くの投資協定締結されている。一方、国内の産業保護・育成との兼ね合いから投資ルールの整備に対する考え方は国によって様々であり、途上国の中では国際的なルールの整備に関して消極的な姿勢をとっている国もある。しかし国内の投資関連制度の不備、未整備が途上国の投資促進の足枷となっていることが多く、途上国の適切な投資環境を支援する上で、投資関連の制度整備への協力意義は高い。従って本分野の協力は国際的なルール作りの動向を踏まえながら、それへの適切な対処と途上国の状況にあった投資関連制度の整備を支援していくという以下のスタンスが基本となる。

①投資ルール形成に関するコンセンサス醸成／キャパシティ・ビルディング

投資関連制度のルール作りはその検討が始まったばかりであり、まず投資ルール形成における各国の意見の調和を図り、相互の理解を深めながら適切な投資環境を構築していく必要がある。これに対してはフォーラムの開催による意見交換・コンセンサスの醸成といった協力が有効であり、また国際的動向の理解向上やその履行に係る知識移転等、キャパシティ・ビルディングの協力も重要である。

②投資関連制度導入の影響分析・整備の方向性示唆

また、途上国にとって新たな投資関連制度の整備が国内産業に与える影響は高いことが予想され、途上国が制度整備を進める上で消極的な姿勢を示す原因となっている。これに対して、投資分野の新たな制度導入が産業に及ぼすインパクト分析を行い、途上国にあった政策選択を支援するための他国事例紹介等の情報提供や制度整備の漸進のプロセスを示すことも有効な支援である。

③投資関連制度の導入・改善

具体的な投資関連制度整備・運用にあたっては、制度整備に加え、既存の法制度の相互の整合性確認、透明性向上などの改善も有用であろう。また、制度導入時の支援のみならず、その適切な運用を支援するために、新規法制度整備が一段落した後も、運用状況を踏まえた制度見直し、修正に対する協力を中長期的なサイクルから適宜行うことも効果的で

ある。最終的には途上国が自立的な法の発展を行い得るようなシステムを目指すことが肝要である。

(3) 競争

競争法・政策は制限的取引や独占、反競争的な集中・合併といった企業の行為を禁じ、市場の競争を促進することで経済効率を高め、産業競争力強化のための基礎作りを行うものである。また、途上国にとっては国内市場で支配力を得ている多国籍企業の反競争的行為を取り締まるためにも競争法・政策の整備が有効である。競争法・政策についても国際的な枠組み作りが検討されているが、途上国各国の競争関連の制度整備の状況は大きな相違があり、競争法を未だ整備していない国、一部関連法制度のみ整備している国、包括的な法制度を整備している国と様々である。従って競争分野においても、途上国の多様性、漸進性に配慮した支援が重要となる。本分野の協力における考え方は以下のとおりである。

①競争政策の基本的理解促進・知識獲得

まず競争法・政策に関する一部の途上国関係者の理解が十分ではないという状況を踏まえ、競争政策の概念の理解促進への支援が重要である。従来より実施している研修や専門家派遣といった協力は本分野で引き続き有効な協力である。

②競争法・政策導入整備の方向性示唆

競争法・政策の導入においては、途上国国内産業の保護・育成政策と関連する課題であることから、当該国の産業開発戦略の中で競争政策をどのように位置付けるかという点について調査・提言を行い、制度整備のプロセスを示すことが効果的である。また、日本の経験から、途上国における競争関連制度の漸進的整備のあり方についての研究を行い、途上国に提言することも有効であると考えられる。

③漸進的な制度整備支援

具体的な法制度整備を支援する場合、各国の整備・運用状況を踏まえ、比較的コンセンサスを得やすい分野（消費者行政、不正競争防止法等）の整備支援、一部産業に限定した制度導入、包括的な競争法の整備まで、当該国の産業進化等に合わせ、漸進的な制度整備・運用を支援していくことが重要である。

第3章 付表 アジア諸国における直接投資受入政策・制度

投資促進機 関	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	中国	ヴェトナム
投資促進を 行う機関	投資調整庁	BOI (タイ投資委員会)	マレーシア工業開発庁 (MITDA)、マルチメ ディア開発公社 (MDC)、外国投資委員 会 (FIC)	投資委員会 (BOI)、フィ リピン経済区庁 (PEZA)、クラーク開発 公社 (CDC)、スービック 港首都圏公社 (SBMA) 等	政府：対外貿易経済合 作部外資管理司等。 団体：中国国際貿易促 進委員会	ヴェトナム商業省、 ヴェトナム商工会議 所
外資に関す る規制	[1]内資、外資を問わず 民間投資禁止業種、[2]出資 外資禁止業種、[3]出資 比率など条件つき外資 開放分野 2000年7月20 日付大統領令第96号並 びに8月16日付大統領令 第118号。	3段階で43業種を禁止・ 規制。	公益業種 (鉄道、電 力、水道、電気通信、 放送など)へは条件に よっては25%まで出資可 能。	ネガティブリストに記 載。	「外国投資産業指導目 録」(02年4月1日施行・ 改正)により、制限、 禁止業種を指定。 また、工商投資分野の 重複を避ける為、投資 禁止リスト (99年9月 ～) を発表。	プロジェクトによっ て、[1]合弁または事業 協力契約に限られる、 [2]輸出比率を求められ る、[3]国内原材料の開 発が求められるなど条 件が付与される。禁止 業種として、4分野が定 められている。
出資比率	外国企業が合弁を選 択した場合は外資出資比 率は95%まで可能。外資 100%を選択した場合、 操業開始後15年以内に 株式の一部を直接譲渡 または証券市場を通じ てインドネシアの個人 または法人に譲渡する ことが義務付けられて いる。	外国資本の参入制限は 原則ないが、外国企業 規制法に基づき指定43 業種への外資50%以上の 企業は参入制限。BOI 奨励業種については製 造業であれば出資比率 規制なし。	1製造業部門、2非製造 業部門、3再生不可能な 資源に関わるプロジェ クトの各項目につきそ れぞれ出資規制あり。	ネガティブリストの出 資規制業種に該当しな ければ外国資本の出資 比率の上限規制はない (100%外資可能)。	外資比率25%以上。	原則上限なし。最低出 資比率は30% (政府承 認があれば20%)。
外国企業の 土地所有の 可否	土地所有権はインドネ シア国民のみに認めら れる。外国企業はその 他の権利を得た上で、 特定の土地において操 業することができる。	原則として外国人 (法 人含む) は土地取得不 可。しかしBOI奨励企業 や、工業団地公社 (IEAT)認定企業は、出 資比率に関わらず土地 取得が可能。また居住 用としては、4,000万 バーツ以上の投資金を 持ちこみ3年以上の投資 期間を経た場合は可 能。	1物件25万リンギ以上の 価格規制有り。但し、 未完成物件でも取得が 可能なほか住居、店 舗、工場、事務所を問 わず購入できる。売却 価格は2000万リンギ超 のみFICへ申請	外国企業による土地の 所有は認められていな い。	土地の所有権は原則と して国家に帰属し、外 国企業の土地所有は認 められない。ただし、 土地の使用権は認めら れる。	土地所有権は通常50年 間認められる。土地使 用権賃貸料は、財務省 が単位価格を設定し、 これに係数化した周辺 インフラの整備状況、 係数化した業種を乗数 計算して算出する。

外資に関する規制	インドネシア 最低資本金について は、申請の投資プロジェクトのファイナジングによるものとして、特に金額に関する規定はない。ただし、一部業種には規定があることから、投資調整庁への問い合わせが必要となる。96年BKPM長官決定第21号。	タイ 最低資本金は業種毎に省令で定められるが、外国人事業法規制業種は300万バーツ、規制外業種は200万バーツ以上が必要。	マレーシア 最低投資権資本金は10万リンギ、最低払込み資本金は2リンギ。払込資本金は2リンギ、規制外業種は200万バーツ以上	フィリピン 株式会社においては授権資本金の最低25%相当の株式を発行し、最低25%が払い込まれなければならない。また、払込資本金額は5,000ペソ以上でなければならない。	中国 登録資本額の減額は厳格な審査認可の下におこなわれている。	ヴェトナム 合弁、100%外資の法定資本は、原則として総投資資本の30%を下回ってはならない。
外資に関する奨励	その他規制 特になし	従来、自動車、オートバイ、農業用ディーゼルエンジン、牛乳等につき国産化率を定めていたが、WTOの貿易関連投資措置 (TRIM) 廃止に伴い、自動車については現在までに撤廃している。	その他の規制として は、国産化要求、工業調整法 (ICA) による製造ライセンズ取得などがある。不動産取得に関しては規制緩和がみられる。	自動車組立てにおいて、外貨獲得義務および現地調達率規制がある。	出資比率、地域制限、外貨管理	国産化率：バイクは2年目で5～10%、5～6年目で60%、エレクトロニクスは2年間で20%、自動車は5年目で5%、10年目で30%。
外資に関する奨励	奨励業種 99年1月14日付大統領令第7号により、「タック・ス・ホリデー」制度が改正されたが、2000年1月のIMFとの合意を受け廃止された。	126業種 (2002年1月時点)。 製造業、農業、観光業、ハイテク、研究開発 (R&D) まで幅広い業種が対象。最近は特にハイテク、研究開発 (R&D) 部門に手厚い優遇措置を設けている。	製造業、農業、観光業、ハイテク、研究開発 (R&D) まで幅広い業種が対象。最近は特にハイテク、研究開発 (R&D) 部門に手厚い優遇措置を設けている。	投資優先計画 (IPP) に記載された業種、輸出を行う事業、BOTプロジェクトなど。	「外国投資産業指導目録」(02年4月1日施行・改正) により、奨励業種を指定。 また、西部大開発を推進する為、「中西部地区外国企業投資優位産業目録」(2000年6月) を発表、対象20省市別に奨励業種を指定。	部品メーカーや輸出志向メーカーなど外資法に定められた奨励分野
各種優遇措置	地域別 (インドネシア 東部開発地域 (KTI)、経済統合開発地域 (KAPET) に所在する企業に対する) 優遇措置、保税区内の優遇措置がある。特 またサバン島 (アチエ特別州) を皮切りとして、今後国内各地に FTZ (自由貿易地域) が設置される動きもあ	法人税の減免、機械・原材料輸入税免除など。立地するゾーンにより恩恵が異なる。特別重要産業には立地に 関係なく法人税、機械輸入税の恩恵を最大限 付与。ただしBOIが重要 と判断した案件は投資金額の100%未満とする。	原材料・資本財の輸入 に対する特典、租税の 減免、製造業に対する 一般的優遇措置、ハイ テク産業優遇措置、マ ルチメディア・スー パー・コリドー (MSC) への 奨励措置	法人所得税の免除などが各投資誘致機関などにより付与される。	法人税率、設備免税、営業税、関税、増値税、技術開発費、中西部地域、銀行借入。	投資内容により、3段階に分けて法人税の優遇措置

税制	法人税	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	中国	ヴェネツィア
外国人就業 規制・在留 許可、現地 人の雇用	外国人就業 規制	3カテゴリーに分け外国人の就業規則を規定。製品の65%以上を輸出する企業は雇用規則の対象外であり外国人雇用の自由が認められている。	39業種については外国人就業禁止。通常、外国人1人の労働許可を取得するためには、原則的にその会社の資本金の払込額が最低200万バーツ必要。	あらゆる職種においてマレーシア人が雇用されるようにするのが政府の方針である。しかし、外国企業の場合は特定の「キーポスト」及びマレーシアでの人材が不足する分野（専門知識や能力の必要な職）での外国人雇用が認められている。	外国人は労働・雇用省から労働許可証を取得しなければ成らない。	「外国人の中国における就業管理規定」（96年5月）に基づき管理。外国籍従業員を雇用する場合は、進出地域の労働行政部門より就業証等を取得るなどの関連手続が必要。	外資企業、駐在員事務所などで働く外国人は、労働許可を取得する義務がある（ただし、取締役、駐在員事務所の代表者などは除かれる）。
	法人税	法人税率は、年間課税所得が5,000万ルピア以下の場合、税率が10%、5,000万ルピア超～1億ルピア以下の場合15%、1億ルピア超の場合は30%である。配当・ロイヤルティ・利子に対する源泉徴収税率は20%。	課税率は純益の30%。財団・団体は事業活動の種類により2～10%の課税率。事業年度を6カ月経過した日から60日以内に年間課税所得を見積り、この1/2に対応する税額を納付。また決算日後、150日以内に確定申告及び当該税額を納付。	法人税率は98年課税年度より28%に軽減、個人所得税は2002年課税年度より最高税率28%になった。（累進税率）	法人税率は最高32%。	外資系企業に対する基本法人税率33%（国税30%、地方3%）、軽減税率、源泉課税、駐在員事務所課税	標準税率25%（優遇措置については「各種優遇措置」参照）
	二国間租税条約	有（源泉税率は10%）	有（源泉税率は配当親会社年間15%、配当一般子会社年間20%、使費用料15%）	有（源泉税率は配当親会社年間5%、配当一般子会社年間10%、ロイヤルティ10%）	日本を含め多くの国と締結。	日中租税条約で不動産所得、役務提供などを規定（源泉税率は親会社間の配当が10%、一般配当が10%、利子が10%、使用料が10%）	有
	その他税制	所得税率は年間課税所得額が2,500万ルピア以下の場合5%、2,500万ルピア超～5,000万ルピア以下10%、5,000万ルピア超～1億ルピア以下15%、1億ルピア超～2億ルピア以下25%、2億ルピア超35%。付加価値税は10%、奢侈品販売税は10～75%。	法人税の他、付加価値税（現行7%、2002年10月1日より10%に戻す予定）、特定事業税（0.11～3.4%）、海外送金に対する源泉徴収、個人所得税（0～37%の累進課税）、特別税（石油収入税、物品税、土地建物税・土地開発税）、印紙税等）などがある。	売上税（品目により5～15%）、物品税、サービス税（5%）、印紙税	付加価値税、パーセンテージ税（売上税の一種）、物品税、地方税などがある。	個人所得税、輸入増値税、営業税、消費税	利益送金税（出資金額などに応じ3%、5%、7%の三段階）、付加価値税、個人所得税など

外国人就業 規制・在留 許可、現地 人の雇用	在留許可	インドネシア ビザや就労許可の発 給、更新手続も年々改 善されており、特に輸 出担当専門からインド ネシアがとりわけ必要 としている人材に対し ては迅速に発給される ようになった。	タイ 労働を目的に入国、入 国後労働許可証を申請 する場合は、ノン・イミ グレーションビザを申請す る必要がある(移民 法)。入国時、90日間 の滞在許可が与えられ る。労働許可証取得後 は滞在許可の延長を受け る。BOI投資奨励を受け た企業であれば、比較 的に容易に取得可。	マレーシア 就労を目的とする滞在 には、短期でも就労ビ ザの取得が必要であ る。期間、目的などに よって以下のビザが必要 となる。雇用パス、一 時就労パス、プロ フェッショナルパス	フィリピン 一時入国ビザ、雇用ビ ザ、数次入国特別ビザ など目的や条件に応じ 各種ビザがある。	中国 在外中国公館より入国 査証の発給が必要。 入国後、常駐期間等に 基づき滞在査証を取 得。併せて、公安当局より 外国人居留証の発給が 必要。	ヴェトナム 1年以上滞在する場合に は、人民委員会公安局 が発給する最大3年間の 滞在許可証を取得する ことで、当該滞在許可 証の有効期間内はビザ 取得が免除される(た だし施行細則は出され ていない)。
現地人の雇 用義務	現地人の雇 用義務	外国投資法第11条、12 条に外国人雇用、現地 人への教育・訓練の機会 提供義務が規定されて いる。	55年雇用法、51年被雇 用者退職積立基金法、 69年被雇用者社会保険 法、94年職業安全保険 法、52年労働災害補償 法がある。現地雇用 法は、従業員構成が民族 構成比を反映するよう にあり。訓練、登用 計画書の提出義務あ り。	N. A.	合弁企業の所在地の 労働人事部門の協力を 得て、独自に従業員を 採用することができる	ヴェトナム人の雇用 を優先する。最低賃金 はハノイ・ホーチミン 市では62万6,000ドン/ 月。	土地使用权を担保に、 外国銀行を含む国内金 融機関から借入れが可 能。
現地での資 金調達制度	特に制限なし	特定条件を満たしてい ない一般外資系企業に は国立銀行からの借入 れが認められていな い。	マレーシアで設立され た金融機関から与信枠 55%以上を得ることを条 件に、国内すべての供 給源から1,000万リンギ までの借入可能。(自 己資本の3倍以内ま で)。	有価証券発行、国内借 り入れによる資金調達 が可能。	一般には国外から調達 するが、中国銀行から 外貨建て融資を受ける こともできる。製品輸 出企業、先進技術企業 は優先的に貸付を受け られる。中国銀行以外 では中国人民銀行の指 定を受けた銀行は全て 外資系企業に人民元の 貸付ができる。	土地使用权を担保に、 外国銀行を含む国内金 融機関から借入れが可 能。	

<p>為替管理と外貨交換制度</p>	<p>インドネシア 外国為替取引は原則自由。配当、利益などの送金に外国為替管理上制限はない。</p>	<p>タイ 受取、支払とも指定通貨の制度はなく、決済通貨は指定はない。輸出またはそれ以外で外貨を取得した場合、取得後7日以内に当該外貨をパーツに転換するか、外資預金口座に入金しなくてはならない。 (外貨集中義務)</p>	<p>マレーシア 外資系企業の利益送金は銀行に必要書類の提示がある限り制限なし。非居住者の場合は、株式などリンギン建て資産売却代金のうち元本相当額の外貨交換は禁止。</p>	<p>フィリピン 資本の本国送金などには中央銀行への事前登録が必要。</p>	<p>中国 「外国為替管理条例」に基づく。</p>	<p>ヴェトナム ヴェトナムの銀行やヴェトナムに設立された合弁銀行、外国銀行の支店にヴェトナム通貨または外国通貨で口座を開設できる。中央銀行の許可に基づき、国外の銀行に口座を開設することができ</p>
<p>技術・工業および知的財産権供与に関わる制度</p>	<p>特許権は出願受理の日から20年間保護される。商標権は10年ごとに更新可能である。</p>	<p>[1] 著作権法 [2] 商標法 [3] 特許法</p>	<p>工業所有権保護(95年改正特許法)。特許権は交付より20年。登録商標の定期更新、継続使用が可能(76年商標法、83年商標法規則)。商標権の保護期間制限はなし。コンピュータープログラムなども50年間保護(87年著作権法)。</p>	<p>知的所有権法(共和国法8293号)がある。特許の期間は申請日から20年。</p>	<p>パリ工業所有権保護連盟及びTRIPSに加盟。知的財産権による現物出資可能。海外からの技術導入は原則として自由となった。</p>	<p>知的財産権保護の期間は、特許権が出願日から20年、意匠が出願日から5年(5年ごとに2回更新可)、商標権が出願日から10年(10年ごとに無制限更新可)。技術移転契約の期間は契約が有効とされた日から原則7年間と短い。</p>
<p>外国企業の会社設立手続き・必要書類</p>	<p>手続きは、[1]投資承認通知書の取得、[2]会社の設立登記、[3]外国人雇用の認可取得、[4]資本財の輸入許可取得、[5]立地に関する許可取得、[6]建設に関する許可取得、[7]建設・商業運転に関する許可取得、が必要である。</p>	<p>設立手続きは[1]商号の予約[2]基本定款の登記[3]設立総会の開催[4]株式会社登記(最終手続) [5]税務登録、の手順。その際必要となる書類は、登記申請書、付属定款、株主名簿、設立総会議事録、登記料等。</p>	<p>会社設立登記は社名許可後3カ月以内に行う。会社定款、フォーム48A、フォーム6に授權資本額に応じた登記料を添えて会社登記所(ROC)へ提出する。設立後1カ月以内に第一回取締役会を開催しフォーム24、44、49をROCへ登記しなければならない。</p>	<p>株式会社の設立には証券取引委員会(SEC)への登録が必要。登録には基本定款、付属定款の他、各種書類を提出する。</p>	<p>手続は、投資形態により合弁、合作、独資(外資100%)の3通りに分けられる。</p>	<p>事業設立には投資許可証の発給を受ける必要がある。投資許可証の発給手続きには[1]発給登録と[2]発給申請の2つがある。前者の場合は15日以内、後者の場合は30日あるいは45日以内に許可証が発給される。</p>

出所：ジェトロ海外情報ファイル (JETRO-FILE) より作成。